

の種の機関をやはりきちんとつくりまして、具体的な移住の事業の細目について取りきめをしなければ不安であるという考え方で、この条項を中心へ挿入し大わけでございます。そういう背景がござりまするため、アルゼンチン側ではなかなか国内の機関がやはり歴史的に分かれておりますので、歩調がそろいません。そこで、わがほうの出先でも盛んに努力をしてきておつたのでございますが、合同委員会というもののまとまりがつかなかつたわけでございます。しかしながら、先方の政府は、こういう機関が成立する前でも実質的にはこれと同じ機能を果たせるのであるということで、出先のわがほうの大使館では、アルゼンチンの外務省あるいは向こうの農林省系統の機関あるいは内務省系統の機関と話し合つてきたわけでございます。したがつて、法律的な意味の厳格な計画移住の細目はできておりませんけれども、アルゼンチン側ではこれに準じてずっと日本からの移住を取り扱うということを言つておるわけでございます。したがいまして、われわれもいたしましては、そのところをあまり法的な意味で厳重に詰めませんで、実質的にこれを運営しているというのが実情でござります。

涉において、実質的には変わらないようなりな取り扱いをするというような説明が行なわれたようあります。ところが、この手紙の内容を見ますると、行ってみて驚いた。ブエノスアイレスに上陸すれば、第一に、携行したところのトラクター、それから携行したところの電動機——モーターですね、それからオートバイ、これを自分の財産をなげうつて八十万円相当を持つていった。そうしたら、それをすべて向こうの税関で、手続上ということで税関に保留在してしまった、こういうことです。ひいては、一月十五日に現地に着いたけれども、トラクターなど耕作機械などもられないから生活の計画というものができない、こういうことです。この協定の第五条を読んでみるとすると、「計画移住者は、自用品、組立家屋、原動機付車両一般を含む車両、トラクター、農業機械及び農産加工用資材並びに種子、肥料及び家畜を持ち込む場合に、各家族ごとに一万台合衆国ドル又はこれに相当する額の範囲内の品目につき、統計税、關稅及び為替課徵金を免除される。これらの財産は、各家族の日本国出発前三十日以内又は出発後百五十日以内に船積みするものとする。」こういうようなことで、特別に便宜を与えるという協定ができておるわけです。そういうような教育を受けた本人は行つたんです。そうしなるだらう、通関手続等々は非常に楽である。その内容どおりに向こうに行つたところが、全然内容と食い違つ

一三二

外務大臣とうお思ひにな

急に解決するよりは努力いがしないと
思います

— 1 —

○大平國務大臣　この移住協定は、いさぎますか、これは外務大臣とうる思いにありますか。
ま五島先生がお読み上げいただいたとおりになつておることは事実でございま
するし、いまあなたが御指摘の事実が事実がな
移住協定にかかるものでありますすれば、事は事重大でござりまするが、いさぎます
御指摘の事実は、そういう計画移住者
が向こうへ移住した場合に携行いたし
ました荷物に対しても関税をとらない
という趣旨のものでございまして、そ
してこのことは、アルゼンチン政府
は、移住協定ができる前からもそういう
うたてまえですと親切にやつてきて
くれておりますし、移住協定が締結され
しまして以後一そう注意をしていわ
だいておるわけございまして、その
限りにおきましては、私はアルゼンチ
ン政府を非難するに当らぬと思うので
ございます。ただ、いまあなたが御指
摘の事実は、携行いたしましたトラク
ターが通関する場合の若干の通関の手
数料が問題になつておつたようでござ
います。そのこと 자체は、私は移住協
定に触れるものではないと思うのでござ
ります。しかし、これも現実に問題にな
つた以上は、この問題は円滑に解
決して差し上げるのがわれわれの任務
である。あるいはわれわれの在外公館、
事務団が非常に手落ちだといふ御非難
でございましたが、そういう携行荷物
につきましての通関手数料の問題がな
ままた出てきたということをございます
ので、そういう問題については早

○五島委員 大平外務大臣は、ただ單に通関の問題だけで解決したいといふように考えられているといふことです。この手紙の内容は、はたしてどうかわかりませんけれども、向こうの現地に行つてみたところが、日本の政府から聞いてきたのと現地では大違いであります。協定地域であるそこに移住するのだといつて私は考えて現地に着いたところが、アルゼンチン国ではその現地がいまだ認可されていないと、こういうようなことです。これは本人にとつては非常に重大問題であろうと思う。それから、第五条によりましても、いま読み上げたとおり、日用品あるいは携行品、一万余ドル以下の品物だったら關税は無税とする、こう書いてある。ところが、向こうの税関はこれを保留してしまった。しかも、日用品とかその他雜貨ものに対して、別途に關税とかなんとかが、向こうの事業團の係員の手を通じて四万五千円が税金として支払わされた状態であります。

• 10 •

対しましてもよく教育をし、そろして移住民としてやつてはいけないわけなんです。とにかく安心して移住に日本を立たしめるのが事業団の任務であり、それを監督するのが外務省の任務である。そして在外公館ではよく他国的情勢を把握するとともに、それらの問題を円滑に世話をし、移住民が安心して当該地においてその国民と相協力して、日本国民の意思あるいは意氣あるいは智能を発揚するのが移住の行政でなければならぬと私は考えておるわけです。そうすると、大体協定がそのまま行なわれていないとということになります。したがつて、私はこの手紙を見て、大平さんというしつかりした外務大臣がおるのに、外地ではこんなずさんなことがあるのかと、ちょっとふしぎになつたものですから、これを明らかにしておいて、今後安心してアルゼンチン等々に出かけていく移住民になつてもらわなければならぬと思ふわけです。したがつて、これを税関の問題が間違つてとられたんだつたらそれは解決しますと、いうよくなことばかりでなくして、在外公館に直ちに連絡をされまして、こういう問題を早く具体的に協定の趣旨に沿つてアルゼンチンも努力するよう、そしてそれに基づいてわが國同胞も安心して向こうの地で雄飛ができるように努力してもらわなければならぬと思います。多くの、十数億円の予算をかけて事業団がやつと発足をいたしました。これのもつとばかりは我が國が全世界に飛躍しなければなりませんから、その金額の多寡を私は論ずるものではありません。しか

し、金をかけたならば、それにマッチするようになります。優秀な成績をあげてもらわなければならない。金をかけながら国民に心配をかけるといふような予算は使つてはならない、こう私は考えている。

そういうような意味で、外務大臣はこの問題について——これは單にたった一人の問題ではないのです。事業団のあっせんによって、これからどんな計画移住地に家族が派遣されるでしょう。そういう人々のために明らかにしておかなければなりません。ミニカ問題やいろいろな問題が、今まで調査不十分なるがゆえに、向こうに出かけていって、失敗して帰つて、またことに悲惨な海外の話をたくさんあります。こういうようなことがあってはなりませんから、特に私は個人岸本司さんのとうとううな一片の手紙を取上げ、わざわざ外務大臣に国際的な問題を質問いたしているゆえんのはそこにあるわけです。どうですか。

○大平國務大臣

五島委員の仰せにな

になつてもらわなければならぬと思つてゐるわけです。したがつて、これを税関の問題が間違つてとられたんだつたらそれは解決しますというようなことばかりでなく、在外公館に直ちに連絡をされまして、こういう問題を早く具体的に協定の趣旨に沿つてアルゼンチンも努力するよう、そしてそれに基づいてわが國同胞も安心して向こうの地で飛行ができるよう努力してもらわなければならぬと思います。多くの、十数億円の予算をかけて事業団がやつと発足をいたしました。ことし

な問題を質問いたしているゆえんのものはそこにあるわけです。どうですか。
○大平国務大臣 五島委員の仰せになりましたことは、まことにごもっともでございます。協定の実施はもとよりございますが、協定にうたわれてないことで実際に問題になることもあります。そこで実際上問題になることもありますので、そういう得ることでござりますので、そりいってた点につきましては、事業団並びに在外公館を督励いたしまして、移住者の諸君が不安を感じないように処置をしてまいりたいと思います。

○五島義門

蛇足ですけれども、この
がせました。一女性が結婚

務理事も、理事も、首脳部には非常に優秀な人が行つてゐると思ふ。

處のもとに周密なる計画を必要とする
二二五、一、二二六、一、二二七、一。

対しましてもよく教育をし、そらして移住民としてやつてはいけないわけなんです。とにかく安心して移住に日本を立たしめるのが事業団の任務であり、それを監督するのが外務省の任務である。そして在外公館ではよく他国的情勢を把握するとともに、それらの問題を円滑に世話をし、移住民が安心して当該地においてその国民と相協力して、日本国民の意思あるいは意氣あるいは知能を発揚するのが移住の行政でなければならぬと私と考えてゐるわ

し、金をかけたならば、それにマッチするようになりっぱな、優秀な成績をあげてもらわなければならない。金をかけながら国民に心配をかけるといふような予算は使つてはならない、こう私は考へてゐる。

そういうような意味で、外務大臣はこの問題について——これは單にたつた一人の問題ではないのです。事業開拓のあつせんによつて、これからどんどん計画移住地に家族が派遣されるでしょう。そういう人々のためにも明瞭

方々、いわゆる潜在移住層がだんだん多くなつてしまひましたといふよりなこと、国内の経済が成長いたしまして労働力の不足を来たしておるような事情に加えて、いま御指摘のように、ドミニカその他の不始末もございましたし、移住行政全体が活発に行なわれるなどによつて解消しなければならぬ事じます。そのため、その点は私どもも責任を痛感いたしまして、一そつ努力いたしたいと存

海外移住の政策を行なつてはならないと思います。さいぜんから触れるよに、私はしつかりした国民、ほんとうは外国人に対する恥ずかしくないよううな國民、しかも移住せしめるためには安心していろいろの生活の計画ができるというようなあつせんを親身になつて行なわれなければならないと思うのです。したがいまして、事業團はいまよと半年もたつていない事業團ですから、いろいろ不十分な点もあるでしようけれども、しかし、理事長もあるいはよ

問題、したがつてその人たちの将来をどうするかは、これは私ども決して持つておるまいります。しかし形式的にうわべばかりで糊塗しようというような考え方ばかりでございません。しかも遠く離れた異郷の土地における問題でございます。また相手国におきます条件、環境等も常に変化いたしております。それの影響も考えていかなければなりませんから、今後移住地、移住の全般の問題にごときましては十分なる参考にならざり

四

岡参考人 お答えいたします。

い、こう考えておる次第であります。

あり

まして、常に人を相手にしていそ

上においてこれを解決していくといふ

方向で、しかもその本旨に沿つてやつていくということに努力をいたしておるのであります。これが税金で一万五千ペソ、四万五千相当のものであることは考へられないのです。現地から詳細な報告がありましたならばまた御連絡いたしたいと思ふのであります。そういうように私はいま考へておらないのです。現地におきましても、在外公館におきましても、そういうことで無税と同様の措置になるように努力をいたしておる所であります。そういうこともあるかと思ひます。私のほうでも数次にわたり、最近におきましても昨年の十一月に、これはごらんに入れてもいいのであります。が、念のために各都道府県の地方海外協会にその注意を喚起する書面を出しておるのであります。その中にも、移住協定がまだ発効されていあります。したがつてこういう点については渡航者に誤解のないよう十分に説明するようにといふことを申し加えておるのであります。また、一万ドル以内における無税の措置もまだ未解決である、したがつてこういう点については渡航者に誤解のないよう十分に説明するようにといふことを申し加えておるのであります。また、仓库に一応入つておりますが、これはどこで一応倉庫に入るのでもあります。長い場合におきましては二ヶ月三ヶ月倉庫の中に保管されているといふ実情も前例に従つてございます。これは、やはり原動機取りつけ等によります車両、トラクター、そういうようなものは、現地におけるブレートの取りかえといふような問題もあるといふことです。しかし、それが三ヶ月も入っているといふことは、これはどうもあまり長過ぎる。したがつて、こういふ

のものができるだけ早く出すようにといふように、現地においても常時極力努力いたしておるようであります。したがつて、そういうものを盛り込みました長い具体的な問題を洗いざらい昨年の十一月出しまして、念のために兵庫県の海外協会に問い合わせてみましたところが、岸本さんにもこの連絡の趣旨は十分徹底してある、一応倉庫に入れるということもあります。だかなら、そういう点についてはよく了承してもらつたほうがいいし、何ぶん税関に関する査定等の問題は、これはだいぶ裁量の問題にかかるところであります。だから、あまりそれに触れないようなものを十分注意して携行していくたはうがいいというようなことまで、念を押して岸本さんに申し伝えたということを言つておりますが、しかし、この事案自体はまだ現地から詳細な報告に接しませんので、これがわかり次第第五島委員のところまで御連絡申し上げたいと思つております。以上です。

○五島委員 ただいまの理事長の付帶的な説明はわかりました。だから、要是外務省もそして事業団も今後現地に行き違つて、そしてわれわれの同胞に迷惑をかけないように十分注意してもらいたいということです。ですから電報で問い合わせたといふなことの行為については、私個人としては感謝したいと思うのです。そこで現地に迷路をかけないようになりますが、經濟企画庁長官の御説明を

○宮澤國務大臣 御説のように、輸入の水準が予測いたしておりましたより高いようございます。したがつて、三十八年度に五十七億五千萬ドルと一応推定いたしました数字は、おそらく多少上回るであろう、ほほ上回る

○田中國務大臣 昭和三十九年一月の政定見通しによりますと九千九百万ドル、期末の外貨準備高が十七億六千四百万ドルと発表いたしておるわけですが、おおむねこの九千九百万ドルないし一億ドルと、このように考へる

月末の準備高は大体幾らになりますか。準備高がだんだん減つてきて、頃向こあります。

○田中國務大臣 一月末の外貨準備高は十八億五千五百万ドルでござります。三月期末の外貨準備高は先ほど申し上げましたとおり、一月の改定見通しでは十七億六千四百万ドルといふことであります。政府が見通した十七億六千四百万ドルないし十八億ドルの

で、期末の外貨は十七億六千四百万ドルを割るようなことはないという見通しであります。

○五島委員 それくらいでとどまりますか。貿易取支が一月から三月まで二億ドル以上の赤字となることは確実だというように報道をされております。この報道を私たちには信用したいと思ひますが、大蔵大臣はそのくらいの赤字にはならないとお思いになりますか。そうすると、このように二億ドル以上の赤字になると、外貨準備高は十六億ドル台になるのではないかといふようにいわれておりますが、その間の考え方を……。

易取支はわれわれが考えたよりも多少赤字が大きくなるようであります。貿易外もそのとおりでございます。大きくなる要因につきましては、経済企画庁長官から申し上げましたからお答えを差し控えますが、しかし、その半面、資本取支はわれわれが当初考えたよりも大きくなつておるわけであります。三十八年の一月に見込みました資本取支は三億ドルということでございましたが、三十九年一月には六億七千万ドル倍以上に見ておるわけであります。いまの状態では資本の流入もありますし、長短資金一短期に対しても輸入ユーランス等の問題がありますので

○五島委員 これから総括の締めくくり質問にわが党は入っていくわけありますけれども、この問題については具体的にもつといろいろ底深くわが党の委員が質問することになつておりますから、私はこの問題についてはこれまで終わります。

ところが昭和三十九年度の経済見通しでは輸出六十二億ドル、輸入六十二億ドル、とんとんと出されました。そしてそれははなはだむずかしいのでないかと私たちは考えております。しかも貿易外取支五億五千万ドルの赤字だと説明されております。そしてそのかわりに資本取支が四億ドルの黒字になるから、総計一億五千万ドルの赤字である、したがつて、大蔵大臣などは常に言われるよう、この五億五千万ドルの貿易外取支をいかに狹めていくかということが今後の経済の努力であるといふように言われていると思うわけであります。そうすると、五億五千万ドルといふ貿易外取支の赤字は例年にはない大きな数であります。そうすると、少し私、何といふか、経済に弱いのです。ですから五億五千万ドルの赤字の内容、いうものは、それどれどもいろいろところに要因があるのかということをちょっと説明していただきたいと思います。

外の収支から出るといふことになるわけでございます。そこで、やはり貿易外の収支で一番目に見えて大きな項目は、運輸収入でございます。これは、海運の運賃収入の差と港湾経費等々の差、それを差し引きまして二億六千万ドルくらいあると存じます。その他投資収益の送金関係の差が一億ドルがりますが、その中で特許料の支払いによる差額が一億余りございます。その他サービスというのは実はいろいろな項目がございまして、手数料でありますとか、ただいま申しました特許権の使用料でございますとか、商社の交換計算でありますとか、フィルムの貸資料とか、幾つかございますが、これがすべて赤字、こちらの出でございます。それを合わせまして、その一つの項目ではば五億近くございます。

外の收支で一番目に見えて大きな項目は、やはり貿易外の収支から出るということになるわけですが、運輸収入でございます。これは、海運の運賃収入の差と港湾経費等々の差、それを差し引きまして二億六千八百万ドルくらいあると存じます。その他投資収益の送金関係の差が一億ドルが含まれ、一般にその他サービスといわれますものはいろいろな項目を含んでおりますが、その中で特許料の支払いによる差額が一億余りでございます。その他サービスといふのは実はいろいろな項目がございまして、手数料でありますとか、ただいま申しました特許権の使用料でございますとか、商社の交換計算でありますとか、フィルムの貸貸料とか、幾つかございますが、これらがすべて赤字、こちらの出でございます。それを合わせまして、その一つの項目ではば五億近くございます。

ない。しかし、今回の予算の仕組みにおきましても港湾整備五カ年計画なるものが発表されておりまして、着々港湾施設の面においては高度経済成長に伴うところの施設の改善が行なわれるというところで、大きな財政がそれに投込まれるということであります。しかし、ここに見忘れているのではないかとおもふところではなかろうかとかねて疑問に思つておるものでござりまするけれども、ここで働く労働者に対するところの施策といふのは一体どういうぐあいになつていくものであろうか、こういうようにも思ひます。港に働く労働者諸君は、このように非常に好況であつて労働力不足のときは、長時間労働をさせられます。そうして非常にはなはだ危険な作業に従事させられます。ところが、一たびわが国の経済事情が不況に向かいますると、今度はあぶれあぶれで生活の脅威を受けるような状態であるわけです。いずれにしても、彼ら港湾に働くところの労働者諸君は、景気につけても不況につけてもまことに苦難な生活を送らなければならぬといわなければなりません。したがつて、かねて私たちには不況になつても彼ら港湾労働者の生活が安定することが必要ではなからうか、その中に港の近代化があるのだといふことを考へておる。しかし、いろいろな施策が行なわれませんから、依然として、この昭和の三十九年度台に入つてしましても、わが國の港のありさまといふものはばつこするのだといふことで、暴力事犯さえも非常に大きくなっているのが港の状況であると、この労働力が不足だ、その中に手配師といふものがばつこするのだといふこと、これがあります。そして、その中に港の状況であると、この労働力が不足だ、その中に手配師といふものがばつこするのだといふこと、これがあります。

ういうように考ります。ところが、彼らが働くところの労働賃金といふものはどこに一体関連をするのか、どういうふうに分析しますと、大きく貿易外取支に関連があるということであります。したがって、この問題について運輸大臣にお尋ねをいたしておきたいと思いますけれども、港湾運送事業者がおられるものが、この前港湾運送事業法の改正によって認可が変えられました。しかも統計を見ますと相当に多くの業者がおられるわけです。六大港をはじめ、全国では數千軒あるだろうと思うのです。そういうような状態の運送事業者が、中小零細の業者が少數の労働者をかかえて、そして過当競争をして、いる、こういうような状態で港の近代化ができると思ふとお思ふになるかといふことについて運輸大臣にお聞きしたいと思います。

なければならぬと主張するものであります。ところが、この公示料金によつて一よつて港湾労働者は低賃金と危険作業、重労働に従事をいたしておるわけあります。この公示料金によつて一トン当たりの積み荷の料金を取ることによって企業が成立をしております。

しかもその中で中小零細企業は、若干の労働者をかかえて、そうしてその労働賃金と、それから収入、何というか総掛かり費ですか、そういうようなバランスといふものは、これは一般の企業経営ですか、そういうような事態と特に変わつてゐるよう考へられるわけです。したがつて、いうならば、この港湾運送事業料すなわち賃金、こういふよくなつていても差しつかえないのではないかと思ふ。しかもこの公示料金を払う人はだれかといふと、船主であり荷主である。ですから、直ちに一般大衆に還元されないのぢやないか。そつすると、外國の品物をわが国の労働者が荷揚げをする。同じ品物を、アメリカの労働者が六・七倍ですか——六・七倍では少ないと、思ふのです。アメリカの港の労働者の作業料はもつと高いのではなかと思ふのです。その高い作業料で積み荷されてきた品物が横浜あるいは神戸に着いて、日本の労働者がこれを船内荷役とか沿岸作業をする、その労働賃金は十分の一で同じ品物を運んでいるということです。十分の一と表現しましょ。十分の一で運んでその料金がとられた中に、労働者は八五%とか九〇%の比率でその中から賃金をとつて生活をしているといふのです。そつとしてその非近代的な施設の中に働き、危険作業と重労働に従事しますが、私は若干違つた感覚を持つ

ている。これは労働省としても運輸省としても考へなければならない問題であります。どう考へられますか。そうして公示料金のことについて運輸大臣はどう考へられますか。こういうことは經濟企画庁やあるいは大蔵省に影響のあるこの五億五千万ドルの貿易外取支の赤字を解消していく方途ではなかろうかとも考へられます。こういうことは經濟企画庁によるものということになつては、どう考へられますか。そこで、私は荷役料金を公共料金と見るかどうかについてどう考へられますか。そうして公示料金のことについて運輸大臣はどう考へられますか。

○綾部国務大臣 御承知のように、この荷役料金を公共料金と見るかどうかといふことも問題があると思いますが、公共料金にいたすといたしまして、御承知のよくな内の物価に対する方針がござりますから、それに従つて——私は認めております。そして何とかして上げる方途を考えておりますが、ただいま申しました物価抑制策の根本方針に沿つておりますから、なるべくし荷役労働者の賃金が安いということは品物に影響がある。しかし、外國の労働者が高い賃金で作業したもののが、同じ品物が日本に来て、日本の労働者がその十分の一とか五分の一とか、三分の一で作業する理由はあるまい、こういふように思つておるのでしたがつて、外國貨物だけでも上げないか、こういふのです。これは港湾局長に聞きたく思ひますけれども、わが国の国内国外の輸送量が港においてどのくらいの貨物量になるのか、その中に外國貨物はどのくらいになるのか。そつすると、たつた一ドル——

○五島委員 お答えいたします。私は、あなたのおっしゃる、そういうことをやつておるから、外國と日本の貨物を分けて荷役料をきめるということは、現時点においては私どもとしてはちょっととむずかしいという気がいたします。順次上げていく方向にはあります。

○綾部国務大臣 それは分けることはなかなか困難だと思います。荷役料金は、外貨獲得の手段として、諸外国等のいろいろな事例を参照いたしました。

○五島委員 お答えいたします。私が、あなたのおっしゃる、そういうことをやつておるから、外國と日本の貨物を分けて荷役料をきめるということは、現時点においては私どもとしてはちょっととむずかしいという気がいたします。

○綾部国務大臣 お答えいたします。私は、この港湾経費の内訳で、受け取りと支払いはどのくらいの収差があるか、差し引き支払い超過であるかといふこと

○五島委員 むずかしいからやらないい、こういふのです。しかし、私が資料をちょっと手に入れたところによれば、港湾経費の内訳で、受け取りと支払いはどのくらいの収差があるか、差し引き支払い超過であるかといふことは、この港湾経費で九千九百万ドルあるわけです。それはもう運輸大臣が御承知のとおりです。そつると、私がいま論じていることは、受け取りが五千五百萬ドルであつたときの支払いが一億五千四百万ドルある。その差し引きが九千九百万ドルの支払い超過になるんだ。

○五島委員 お答えいたします。私は考へておるから、特に運輸大臣にそのことを聞いておるわけです。どういうふうに思ふのです。そのうちに港が近代化されていくのではないかと考へます。ところが、これをイギリス並み、アメリカ並みその他にすると、また報復の手段を向こうにやられまして、それがどうなつておるかといふと、受け取りが一千六百万ドル、これは労働者たる作業料だけではない、その他の、料金でもどうなつておるかといふと、受け取りが一千六百万ドル、それは労働者たる作業料だけではない、その他の、

○五島委員 何か経済封鎖みたいな重大なことになつたようですが、私の考え方、いま運輸大臣に聞いたような考え方を私は持つておるといふことで

たいへんなことです。それは、大平さん
がいなけれども、外交手段によら
なければなりません。外務省があるの
ですから、そういうような報復なんか
ないよう、そうして貿易外収支の赤
字をできるだけ減少していかなければ
ば、大蔵大臣の田中さんは編成ができる
ないということになるわけです。
そういうようなことになるから、私
は特にこの予算の問題でいろいろの問
題について聞いておきたかったわけだ
す。しかし、いままで質問をいたしま
した港湾労働者を中心とするところ
の、港湾労働者の待遇、条件あるいは
港湾の施設の問題、それから港湾運送
事業者の運送事業量の問題、それは非
常に大きに国際的な問題を含んでいる
ということ、したがつて、わが国が全
世界に大国であるというようなこととし
て雄飛せしめるためには、この港の整備
に重点をそがなければならないとともに、
労働者に対するところのいろいろの
処遇の問題を並行的に考えていか
なければならぬと思う。総理府におき
ましては、おととしあたりに港湾労働
等対策審議会が発足いたしまして、
港の船込みの問題をどうするか、あるし
いは為替の問題をどうするか、あるし
は港の時間をどうするか、通関の問題等
をどうするか、労働者の雇用の安定を
どうするかといふことの結論を早く出
してもらいたかったのですが、もう一
年になるけれどもまだその結論が出
ない。したがつて、きょうは野田総理
長官がおいででございますから、この
審議会の経過をお尋ねしておきたいと
思ふわけです。

○野田政府委員 お尋ねの審議会は、総理大臣から、お話しのとおり一昨年の八月に諸問をいたしております。内容はもちろん御存じと思いますが、港湾労働の改善、港湾の運営事業の改善、これに対する対策を諸問いたしてあります。大体経過といたしましては、総会が二十四回やつております。それから実際に横浜、名古屋、神戸に実地調査をいたしております。非常に熱心に審議を続けておられます。おそらくきわめて近い機会に第十五回の総会を開きまして、そこで答申案が出る、私どももそれを期待いたしております。

○五島委員 きわめて近い将来において——将来というと、ずいぶん長いみたいですね。きわめて近い時期にその結論が出るということを期待いたしました。そうしてその結論は前向きでありますことを期待するわけです。そろそろこの審議会の結論が出たら、運輸大臣も労働大臣も、あるいは各関係大臣も、その答申についてそれを十分尊重をもってすみやかに実現されるようになります。

○大橋國務大臣 来月早々には答申が出来るとか承つております。この答申は港湾労働につきましては画期的な施策を含んでおると存しますが、労働省でも、その答申についてそれを十分尊重をもつてすみやかに実現されるようになります。

○五島委員 時間がきたようで、あと一点、駐留軍問題について質疑を取りかわしたかったのですが、私が計画を立てている質問の内容を見ると、あと三十分くらい必要です。これは委員長にお許しにならないですか。

いとります。

○荒松委員長 申し上げます。理事会の話し合いで、時間は厳格に守らうといふ話し合いでござりますので、次の機会にひとつお譲り願いたいと思います。

○五島委員 それでは、理事会の申しあわせだつたら、申しあわせを破るわけにはいきません。ですから、あと二つばかりお願いしたいと思うのです。

○荒松委員長 よろしくうございます。

○五島委員 できるだけ要領よくやります。

・防衛庁長官が来ておられますので、いろいろ質問をすると時間がございませんから、私は簡単に一、二問お尋ねしておきたいと思います。関連して大橋労働大臣にも及ぶかもしれません。

とにかく昨年の十二月に、アメリカ軍が撤退をするという、軍事戦略の変更、戦術の変更が行なわれました。したがつて撤退をされるわけです。それに基づいて駐留軍労務者の首切りが始まります。そうすると、いまこの結論に対しても、明らかに何名の駐留軍労務者がやめなければならないかといふことがわかついたら、はつきりここに御答弁願いたいと思います。

○福田(鶴)国務大臣 確定的な最後の減員数はまだ出ておりません。米軍としまして折衝中でございます。大体の推定は約六千名、そのうち空軍二千五百と相なっております。ただ各基地においていろいろな情報もいま集めておりますが、最後の具体的な数字は米軍との折衝で確定いたしておりません。ただ、この六千と申しましても、欠員の関係、あるいは自己便宣退職者もござい

○福田(篤)國務大臣 これは、事前協議はございません。

○五島委員 そうすると、これが六千名という予定があるということは、明らかに事前協議は行なわれたわけですか。

か、こういう推定でございます。

○五島委員 戦術変更をすれば、直ちに自動的に労働者は切りになるということなんですか。

○福田(篤)國務大臣 配置の転換、あるいは一部の駐留軍の撤退、そういう場合には、やはり職場の減少になりますして、減員あるいは整理ということに相なるらうと思います。

○五島委員 そうすると、駐留軍労働者は政府直用であります。政府の労働者であります。アメリカ軍が撤退をすればそこに仕事がなくなりますから、したがつて、政府雇用の労働者として政府はどうこれについて対処するかといふ問題が出てきます。直ちに君たちはやめてくれ、仕事がなくなつたら、あすから来ぬでもいいといふことはまいらないと思うのです。労働大臣はどうお思いになりますか。

○大橋國務大臣 離職される労働者に對しましては、その雇用主になつておられます防衛施設庁におきまして、いろいろ職場の転換その他できるだけの努力をされることをいいますが、しかしそれでもやむを得ず離職せざるを得ない方が相當に出るものと思いまして、それに対しましては、労働省いたしましても、その再就職につきまして完全の措置を講じたいと思ひます。

○五島委員 やめていくであらう駐留軍労働者に対する万全の処置を労働大臣が保障されるということは心強いわけです。ところが、いかにしてその万全の処置が行なわれるかという具体的な方策がわからない。というのは、駐留軍労働者諸君は、この基地があるということ、仕事をするということ、わが國が平和になるということとの考え方方が矛盾対立する中に仕事をしている、そんじていつまでも駐留軍に使われておきたいと思っている労働者はない、こういうように私は私なりに判断をする。しかしながら、彼らは終戦直後から駐留軍に駐留軍基地労働者として働いておる。彼らの賃金は、すなわち、さいぜんも申し上げたように、くどいようすけれども、これも貿易外収支といふようなものに関連があるのじゃないか。ですから、三十八年度一年間であつても、大体の計算によると、六千万ドル程度の貿易外収支を彼らは獲得したということになつてゐる。非常にわが国の経済にとつては功勞がある、こう考えなければならぬと思うのです。こういうことが言ひ得るかどうかということは別問題として、私はそう考える。しかも、駐留軍が作戦戦略上撤退をするからといって直ちに首になるということは、彼ら駐留軍労働者にまことにお氣の毒であると思う。去年おととしから、炭鉱労働者諸君に非常にお氣の毒だというところで、不十分ではあるけれども、いろいろの施策が行なわれてきました。ところが、炭鉱労働者諸君とともに同じ宿命を持つてゐるのが、この駐留軍労働者にはかならないと私たちには解釈しておるのです。したがつて、駐留軍労

務者諸君に対するとところの失業後の生活の保障等々は、政府としては、特に考へてやらなければならぬのではないかと考へるのです。ところが、それに対するところの待遇の個々にわたつて分析をいたしますると、非常に不十分です。このことについては防衛廳長官もお詫びになつておるだらうし、労働大臣もお気づきになつておるだらうと思うのです。たとえば特別給付金にいたしましても、法律があるけれども、その基準は政令をもつてきめるとなつてゐる。そして現実に一万円とあるいは一万五千円程度で、やめていく人のお涙金が出るということです。炭鉱労働者諸君にはどれだけ出ますか。そういうふうなことで、炭鉱労働者諸君にこちら出るから、駐留軍労働者諸君にもこうなければならぬと私は理論を持つていくつもりはないのですけれども、彼らは必然的に失業者の宿命になつて働いているのですから、したがつて、彼らには政府は責任を持つてそれを保障してやらなければならないのではないかと私は主張いたしたいと思うのです。この点について防衛廳長官は万全の措置をもつて、この駐留軍のやめていかなければならぬであろうところの彼らに対して、どうされるおつもりか、この所信をここに聞いておきたいと思うのです。

時間がございませんから、これをもつて終わるかもしません。

らゆる手を打つことも、これまた当然のことだと思ひます。御承知のことより、駐留軍関係臨時措置法もござりますし、総理府の中に中央駐留軍関係審議會等対策協議會もございまして、これを中心にいたしまして、各關係各官署が寄り寄り協議し対策を練つております。また、先般、退職手当につきましては、日米合同委員会に正式に議題として提案いたして、増額を交渉中でございます。ベースアップの遅延につきましては、幸い米側の同意を取りつけました。なお、特別給付金につきましては、各五千円ずつの、額は決して満足すべきではありませんが、三十ヵ年度の予算に増額を要求し、御審議を願うことに相なつております。今後もさらなる手段を講じまして、全力を尽くしてその処置に尽くしたいと考えております。

○荒松委員長 五島虎雄君の質疑は終了いたしました。
以上をもちまして、昭和三十九年度総予算に対する一般質疑は終了いたしました。
午後は二時三十分から再開し、締めくくりの総括質疑に入ります。まず第一番に岡田春夫君、二番目に鈴木一君、続いて辻原弘市君の順序であります。
委員会休憩後直ちに理事会を開きますから、理事の方は常任委員長室に御参集願います。
暫時休憩いたします。
午前十一時四十八分休憩

午後二時四十分開議

○荒松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算、昭和三十九年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、締めくくりの総括質疑に入ります。

岡田春夫君。

○岡田委員 私は、社会党を代表して、総括的な質問を池田総理大臣をはじめ各大臣にいたしたいと思います。
私の質問を大別いたしますと、第一に池田外交の基本方針、第二に日中関係の諸問題、第三に日韓会談について質問をいたしてまいりたいと思います。
まず第一の点は、最近の世界情勢と池田外交の基本方針について総理大臣の御意見をお伺いたしたいと思いまがれど、總理大臣は、過般の施政演説の中におきまして、國際情勢は今後変転を予想されると述べておられます。今日の世界情勢は確かに流動的であります。

○荒船委員長 午後二時四十分開^幕休憩前に引

○荒船委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

務者諸君に対するとところの失業後の生活の保障等々は、政府としては、特に考慮してやらなければならぬのではないのかと考へるのです。ところが、それに対するところの待遇の個々にわたつて分析をいたしますると、非常に不十分です。このことについては防衛廳長官もお気づきになつておるだらうし、労働大臣もお気づきになつておるだらうと思ひます。たとえば特別給付金にいたしましても、法律があるけれども、その基準は政令をもつてきめるとなつてゐる。そして現実に一万円とかあるといふ。一万五千円程度で、やめていく人のお涙金が出るということです。炭鉱労働者諸君にはどれだけ出ますか。そういうふうなことで、炭鉱労働者諸君にこら出るから、駐留軍労働者諸君にもこう働いているのですから、したがつて、彼らには政府は責任を持つてそれ

らゆる手を打つことも、これまた当然のことだと思ひます。御承知のことより、駐留軍関係臨時措置法もござりますし、総理府の中に中央駐留軍関係審議會等対策協議會もございまして、これを中心にいたしまして、各關係各官署が寄り寄り協議し対策を練つております。また、先般、退職手当につきましては、日米合同委員会に正式に議題として提案いたして、増額を交渉中でございます。ベースアップの遅延につきましては、幸い米側の同意を取りつけました。なお、特別給付金につきましては、各五千円ずつの、額は決して満足すべきではありませんが、三十ヵ年度の予算に増額を要求し、御審議を願うことに相なつております。今後もさらなる手段を講じまして、全力を尽くしてその処置に尽くしたいと考えております。

○荒松委員長 五島虎雄君の質疑は終了いたしました。
以上をもちまして、昭和三十九年度総予算に対する一般質疑は終了いたしました。
午後は二時三十分から再開し、締めくくりの総括質疑に入ります。まず第一番に岡田春夫君、二番目に鈴木一君、続いて辻原弘市君の順序であります。
委員会休憩後直ちに理事会を開きますから、理事の方は常任委員長室に御参集願います。
暫時休憩いたします。
午前十一時四十八分休憩

午後二時四十分開議

○荒松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算、昭和三十九年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、締めくくりの総括質疑に入ります。

岡田春夫君。

○岡田委員 私は、社会党を代表して、総括的な質問を池田総理大臣をはじめ各大臣にいたしたいと思います。
私の質問を大別いたしますと、第一に池田外交の基本方針、第二に日中関係の諸問題、第三に日韓会談について質問をいたしてまいりたいと思います。
まず第一の点は、最近の世界情勢と池田外交の基本方針について総理大臣の御意見をお伺いたしたいと思いまがれど、總理大臣は、過般の施政演説の中におきまして、國際情勢は今後変転を予想されると述べておられます。今日の世界情勢は確かに流動的であります。

三十九年度一般会計予算

い
レ
三
二
一
年
度
政
府
関
係
機
関
予
算
、
以
上
三
案
を
一
括
し
て
議
論
と
し
、
締
め
く
く
り
の
総
括
質
疑
に
入
り
ま
す。

岡田春夫君。

岡田義員 和洋 社会党を作成して、総括的な質問を池田総理大臣をは

じめ各大臣にいたしたいと思います。

私の質問を大別いたしますと、第一に
池田外交の基本方針、第二に日中関係

満日外交の基づく方針 第二に日中關係の諸問題、第三に日韓会談について實

間をいたしてまいりたいと思います。

まず第一の点は、最近の世界情勢と
池田外交の基本方針について總理大臣

注目外の基木を鑑みて、總理方の御意見をお伺いいたしたいと思いま

すが、総理大臣は、過般の施政演説の

中におきまして、国際情勢は今後変転を予想されるところ述べておられます。今

日の世界情勢は確かに流動的でありま

して、変転を予想されるということは、私も御意見のとおりであると思ひますけれども、その中で最も象徴的なのは、世界においてアメリカの地位が急速に低下をして孤立を深めつつあるということが基本的な特徴であると私は考えております。たとえば、具体的な例をあげてみました場合において、本年に入りましてからも、パナマ事件、南ベトナム、あるいはカンボジア、キューバのよるな、いろいろな事件が起つておりますし、その間に中蘇間に問題、これらの問題は、一つ一つが、アメリカの地位を高めるのではなくて、逆に低下させているというのが、本年起こつてしまいまして具体的なあらわれであり、この点についてはジョンソン大統領もことの二月の十一日ワシントンの演説におきましてもその事実を否定はいたしておらないのであります。私は、戦後一九五〇年代までの世界におけるアメリカの輝かしい地位と対比いたしてまいりました場合において、今日のアメリカの地位の低下といふものはだれの目にも明らかに映つてゐることであり、一九六〇年代以降といたるのは、アメリカにとつてはゴールデン・エーゼではなくして低下と転落の段階に入ったものと私は考えております。

従来えてして米国とソ連の二大勢力としての状態が、多元的になり流動的になつたということがあるのであります。どこの地位が低下した——たとえば国際共産主義のもとに立つておったソ連、中共のあの問題のごとく、また自由国家群におけるドゴール大統領の態度のこととく、これは、どこの地位が弱くなつたということでなしに、多元、流動的な現象であると考えます。

○岡田委員 いま総理大臣は、多元的になつたと、このよう御答弁になつたわけであります。ドゴールの場合に見られるように、それぞれの国が多元的な態度をとつております。私の見方から言ひなれば、ヨーロッパやカナダなど西歐の諸国がアメリカに対し相対的な自立の態度を明確にしてきたこと、このことが今日のアメリカの地位の低下をもたらした大きな原因の一つになつてゐると思う。そこで、こういうようなドゴールその他における対米自立の態度といふものが非常に明確になつてきたことについて、日本の場合を顧みてみますならば、池田総理大臣は、今まで国会の答弁において、再三、日本の外交はアメリカに追随はいたしておりますが、このように答弁をしておられますし、なるほど、日中問題などについて見ますならば、若干の意見の食い違いがあつたよりも私は見受けております。しかし、池田外交の対米自立の態度は、率直に申し上げて、程度が知れている。換言するならば、底が浅い、底が見えないというものが、これが池田外交の対米自立の基本である。だから、いよいよ肝心な段階になるならば、結局アメリ

力の言うなりになつて、それに妥協してしまうというのが、池田外交の対米自立の本質であると思う。だから、日本の國民は、池田外交に対しては、自立外交、自主外交として池田外交を見ないで、対米追随外交として考えていいわけであります。

私はこの際田玉総理大臣に特に御意見を伺いたいのであります、ドゴールに見習つて、もつと雄大な構想で、日本外交の基調として対米自立の態勢といふものを明確にされる必要があると思いますが、この点はいかがでござりますか。

おりますごとく、アメリカに追随する外交は一切とておりません。われわれは、自主的に、何を日本国のためにやるべきか、また、それがアジア世界の平和に役立つか、これを考えておるのであります。たまたま、考え方、利害関係が相類似するところが多い関係上、結果が一緒になることがあるといふことだけでございまして、これは決して自立外交を害するものではありません。たとえばイギリスの外交がそれであるがごとく、またドイツの、イタリアの外交がそれであるがごとく、お互いに自分の国の利益を守りながら、そして関係の深い共同的に立つつの外交が自然的に一致するということは、これは自然の歴史だと思います。これが從属関係とかなんとかいう関係ではないと私は考えております。

てを依存させていたのがアメリカの世界政策の根幹であると思う。だから、このアメリカの支配体制に対する抵抗が、ヨーロッパにおいてはドゴールにあらわれたように、対米自立という形であらわれる。あるいはまた、アジア・アフリカ・ラテン・アメリカにおいては、この抵抗が民族解放運動としてあらわれているのだと思う。特に民族解放闘争地域におけるアメリカのやり方については、あまりにも見えています。これはアジアの最近の情勢を考えて見るならば明確であります。すなはち、ドルと兵器を使ってからい政権を擁立する。このからい政権をつくって、それを通じてその国とその民族を政治的、経済的、軍事的に支配し、弾圧し、収奪をする。しかも、それでも使えなくなつた場合には、南ベトナムにおいてあらわれているがごとく、CIAなどを使ってクーデターをやらせて馬を乗り変えるというのが、アメリカのアジアその他における基本政策である。こういう点については、私は詳細を申し上げることを避けますけれども、しかし、このようなアメリカの政策は、結果において、やがて必ずアジアにおいても失敗することになります。これは、池田總理大臣が、アメリカはアジア人の手で解決すべきだという趣旨のことを述べられたと言われておりますが、もし池田總理大臣がアメリカに対する友好信義を考慮になるならば、ただいまの御意見から竿頭一步を進めて、アジアからア对中国の封じ込め政策をやめると、ア对中国の封じ込め政策をやめると、

張するのが、三本柱を自負する保守陣営の総理大臣としてるべき態度であると私は思ひ。これがほんとうの意味でアメリカの今後アジアにおける孤立と失敗を教う唯一の道であると思うが、この点について総理大臣の御意見を伺いたいと思います。

○池田國務大臣 私はラスクリー長官にアジアから手を引けとは言つておりません。アメリカはアジアのことを考えて、場合においてアジア人の気持ち、アジア人の伝統、これを十分味わつて、審容と忍耐の気持ちでお互いの立場を尊重しながらいくべきだ。ことに日本という国はアジアに対しましてアメリカと以上の関係を持つておる、アジア問題については十分話し合つていこう。そういうことを言つておるのであります。こうして、その前におきまして、私は、日米はいわゆるパートナーシップの関係にある、しかし、それはお互いに自主独立の外交政策をとる。ただ、願わくば、この自主独立の外交政策をとる両国が相反し相争らということはやめて、あくまで協議をし意図の疎通をはかつて、こうといふことがあります。アメリカにこういう態度をとれといふ命令が私にできぬがごとく、アメリカも日本に命令はできない。互いにパートナーシップとして協議していくこうということをございます。これは、アメリカのアジアに対する考え方でわれわれが間違つてゐると思うことならば、十分これは蒙を聞くべく努力することだが、アジアの平和を念頭に思ひのであります。この点につきましては、アメリカばかりではなく、

せん。イギリス、フランスにつきましては自分らの考え方を十分述べて、そうしてアジアの繁栄と平和に努力していくというのが、われわれは本人のいわゆる立場があるのであります。
○岡田委員 いま総理大臣はアメリカとのパートナーシップを主張された。アジアの平和のためにアメリカとのパートナーシップというものが、アジアの平和の最も大きな平和から攪乱する根源になっているところのアメリカがアジアに対して軍事介入したことを見ると、アメリカがアジアを主張するのに、眞の意味のパートナーシップだと思う。私はそりだと思うが、これからもう一步進めていきますけれども、具体的にこの点を伺いたいと思う。
たとえば、中仏問題以来、アメリカが中国封じ込め政策というものには破綻したといわれている。特に明らかになつてきてているのは、南ベトナムの情勢が、最近の報道によると、アメリカにとって憂慮すべき状態になつてしまふ。昨日の外電によると、ラスクワ務長官も情勢の悪化を認めていると言われております。おそらくこのまま状態では南ベトナムにおいては半年以内にアメリカは最悪の事態に陥るを得ないだろうと思います。こうう情勢について総理大臣はどのようにお考えになつてあるか、まずこの点伺いたいと思います。
○池田国務大臣 南ベトナムの状態すなわちベトコンの侵攻は相当強くなつてきつつあります。これはあなた御存じ、われわれもいろいろ新聞

その他で聞いております。しかし、これに對しましての態度は、アメリカはいまだどう出るか、われわれの知るよしもございませんが、非常にアメリカとしては心配しておる状況であらうと思うのであります。これはアメリカのみならず、イギリスにおきましてもそういう心配をしていることは当然でござります。

○岡田委員 そこで、いま總理大臣のお答えになつたように、南ベトナムの情勢はアメリカにとって非常に憂慮すべき状態になつてゐる。これはお認めになつた。そういう危機を回避するためには、最近の新聞報道によると、アメリカが直接北ベトナムを攻撃するというような、そういう構想をアメリカの政府の一派の部内で考へてゐるといわれてゐる。昨日の外電によりますと、ラスク長官も、北進は将来の問題であると答えて、これを完全に否定はいたしておりません。

そこで、私の何いたいことは、もこのようなことが、すなわち北ベトナムに対する攻撃がアメリカによつて行なわれるとするならば、これは明らかにアメリカの侵略行為であると思う。この点については、イギリスもフランスも、このような侵略行為については認められないという否定的な態度をとつてゐるのであるが、日本の政府としては、アメリカがこのようない行動をもじとるとするならば、これについてはどういう態度をおとりになりますか。これは、先ほどあなたのお答えになりましたよろに、アジアの平和の問題につきまして最も重大な問題でございます。率直な御答弁を伺いたいと思います。

事実があるから、一つ一つあげます。
運輸大臣、あとで調べてくださいよ。

○綾部國務大臣 調べてあります。

○岡田委員 その次、昨年の九月の三

日、これは航空局長が来ているはずで

すが、九月三日、羽田に南ベトナムの

軍用機が事前連絡なしに着陸をしてい

る。搭乗員は南ベトナムの軍人十七

名、しかもこの軍人は入国の査証を

持つておらない。したがって、羽田に

おいてこれがそのまま差しとめられ

て、南ベトナムの大使館を通じて外務

省に入国査証の依頼があつて、外務

省は南ベトナムの大使館に対し厳重

注意を喚起してビザを発給したといら

事実がある。しかも、その目的は、十

七名の南ベトナムの軍人の軍事訓練が

目的である。こういう事実があつたか

どうか。私は、あつた事実に立つて

これはどういう目的になつてビザが発

給されたか。滞在の期間は何日間で

あつたか、外務大臣からお答えをいた

だきたいと思う。

○大平國務大臣 そういう事実は承知

いたしております。査証を持ちまして

入つて参りますのが普通の状態でござ

いますが、間々査証を携帯せざる入る

場合がありますので、そういう場合に

おきましては、外務省のほうで、友好

國のたてまえ上、——これを認めるか認めないかは日本政府の判断に待つわ
けでございますが、友好國のたてまえ上これを許したという事実は承知いたしました。どういう目的、期間と
いうことにつきましては、事務当局から
説明させます。

○後宮政府委員 さつき仰せになりま
したこのビザ、ベトナムから参りまし
た軍人のビザと申しますか、正確に申
しますと入国許可の期間は、十月の三
日から六日までござります。そして、
ビザの申請でございませんでした
ので、いわゆる入国目的というのはし
るしてございません。そして、ごぞ
練の目的です。これをひとつ御答弁願
いたい。

○橋内政府委員 南ベトナムの軍用機
が羽田に昨年秋に飛来したという事実
は承知しておりますが、何日に着いた
という点につきましては、いまはつき
り記憶しておりません。ベトナムから
の軍用機の入国につきましては、外務
省のほうに申し入れがございまして、
外務省のほうから航空局のほうに連絡
がございまして、そして、日本に参る
といふ点につきまして、外務省と協議の
上許可を与える、こうしたことであつ
ておりますが、現在、何のために来た
かということは、私は記憶をいたして
おりません。

○岡田委員 あなたは全然知らないら
しいんだが、あなたは答弁を聞いたで
ておりますが、現在、何のために来た
かということは、私は記憶をいたして
おりません。

○橋内政府委員 私のほうで承知して
おります限りのベトナム軍用機の来日
いたしましたデータを申し上げま
したように、昨年の秋にベトナム機が
来たということ、これは一機でなかつ
たという記憶もござります。しかし、
何日に羽田に着いたかという日にちの
点まで現在記憶しておりません。

○岡田委員 あなたは何機じやなかつ
たとおっしゃるけれども、一機来たと
いうことはアジア局長認めたのです。
また十月のやつがもう一機あるんです
よ。ですから、羽田の空港長來ている
でしょう。来てますね。空港長に答
弁してもらつてください。はつきりし
ているはずですから。

○岩田説明員 昨年の十月にベトナム
の飛行機が来たというお話をしたけれ
ども、私のほうの調査では、ございま
せんでした。

○岡田委員 それじゃ伺いますが、九
月の三日は来ているのですか。
○岩田説明員 私の調べております調
書には、九月に出でおりません。

○岡田委員 委員長、これは事実を
はつきりしてください。アジア局長は
月の中旬に、これは前のと別ですよ。

○綾部國務大臣 お答えいたします。
私は一々どういう飛行機が何時など
おわかりになりまししたが、秋にこの
一機だけではないのですよ。昨年の十

月の三日は来ているのですか。まだ言うの
です。橋内さん、これは先ほど秋であ
りますがとおっしゃいましたが、秋にこの

月の中旬に、これは前のと別ですよ。

○綾部國務大臣 お答えいたします。

○岡田委員 実があるかないかを詳細調べてお返事

します。

○岡田委員 これは、総理大臣、お答

えください。それは、総理大臣のもと
における外務省の局長はそれを認めて
いる。ところが、運輸大臣はこれを認

ません。私は、常識的に言って、知ら
ぬのがあたりませであると思ひます。

と申しますのは、毎日飛行機が何機着

た。一番知つているはずの羽田の空港

地の日本の大使館で許可を発給してい

る。目的はこれもまた軍事訓練が目的
である。横須賀の米軍基地で訓練を受

けるためである。滞在期間は二カ月。

帰りは立川の米軍基地から帰国してい

る。この事実があるはずだ。あなたは

もし御存じなら、羽田の空港長かも
来ているはずですから、空港長か

ら、——先ほどのと違いますよ。これは

別口ですよ。もう一つ別口についても
御答弁ください。アジア局長知つてい
るなら、アジア局長お答えください。

○橋内政府委員 ただいま申し上げま
したように、昨年の秋にベトナム機が
来たということ、これは一機でなかつ
たという記憶もござります。しかし、
何日に羽田に着いたかという日にちの
点まで現在記憶しております。

○岡田委員 あなたは何機じやなかつ
たとおっしゃるけれども、一機来たと
いうことはアジア局長認めたのです。
また十月のやつがもう一機あるんです
よ。ですから、羽田の空港長來ている
でしょう。来てますね。空港長に答
弁してもらつてください。はつきりし
ているはずですから。

○岩田説明員 それから、あともう一つ、十月十
五日から六日に一機、羽田、それから同じ
く十月九日から二十日まで羽田、二

機。それから、あともう一つ、十月十
五日から十七日まで羽田、一機。こう

いうことでござります。

○岡田委員 これは国会の審議で重大

な問題だと思います。羽田空港の管理

をしているのは空港長の責任のはず

だ。ところが外務省のアジア局長は、

私がいま言つたように、十月の分も

はつきり来ているということを認めて

いる。羽田空港長は知らないと言つ

う事実ははつきりおわかりになりましたね。どうですか、その点はつきりし

てください。

○綾部國務大臣 お答えいたします。

○岡田委員 それは、そりう事

実があるかないかを詳細調べてお返事

します。

○岡田委員 これは、総理大臣、お答

えください。それは、総理大臣のもと

における外務省の局長はそれを認めて

いる。ところが、運輸大臣はこれを認

めません。私は、常識的に言って、知ら

ぬのがあたりませであると思ひます。

と申しますのは、毎日飛行機が何機着

た。一番知つているはずの羽田の空港

地の日本の大使館で許可を発給してい

る。目的はこれもまた軍事訓練が目的
である。横須賀の米軍基地で訓練を受

けるためである。滞在期間は二カ月。

帰りは立川の米軍基地から帰国してい

る。この事実があるはずだ。あなたは

もし御存じなら、羽田の空港長かも
来ているはずですから、空港長か

ら、——先ほどのと違いますよ。これは

別口ですよ。もう一つ別口についても
御答弁ください。アジア局長知つてい

るなら、アジア局長お答えください。

○橋内政府委員 ただいま申し上げま
したように、昨年の秋にベトナム機が
来たということ、これは一機でなかつ
たという記憶もござります。しかし、
何日に羽田に着いたかという日にちの
点まで現在記憶しております。

○岡田委員 あなたは何機じやなかつ
たとおっしゃるけれども、一機来たと
いうことはアジア局長認めたのです。
また十月のやつがもう一機あるんです
よ。ですから、羽田の空港長來ている
でしょう。来てますね。空港長に答
弁してもらつてください。はつきりし
ているはずですから。

○岩田説明員 それから、あともう一つ、十月十
五日から六日に一機、羽田、それから同じ
く十月九日から二十日まで羽田、二

機。それから、あともう一つ、十月十
五日から十七日まで羽田、一機。こう

いうことでござります。

○岡田委員 これは国会の審議で重大

な問題だと思います。羽田空港の管理

をしているのは空港長の責任のはず

だ。ところが外務省のアジア局長は、

私がいま言つたように、十月の分も

はつきり来ているということを認めて

いる。羽田空港長は知らないと言つ

う事実ははつきりおわかりになりましたね。どうですか、その点はつきりし

てください。

○綾部國務大臣 お答えいたします。

○岡田委員 それは、そりう事

実があるかないかを詳細調べてお返事

します。

○岡田委員 これは、総理大臣、お答

えください。それは、総理大臣のもと

における外務省の局長はそれを認めて

いる。ところが、運輸大臣はこれを認

めません。私は、常識的に言って、知ら

ぬのがあたりませであると思ひます。

と申しますのは、毎日飛行機が何機着

た。一番知つているはずの羽田の空港

地の日本の大使館で許可を発給してい

る。目的はこれもまた軍事訓練が目的
である。横須賀の米軍基地で訓練を受

けるためである。滞在期間は二カ月。

帰りは立川の米軍基地から帰国してい

る。この事実があるはずだ。あなたは

もし御存じなら、羽田の空港長かも
来ているはずですから、空港長か

ら、——先ほどのと違いますよ。これは

別口ですよ。もう一つ別口についても
御答弁ください。アジア局長知つてい

るなら、アジア局長お答えください。

○橋内政府委員 ただいま申し上げま
したように、昨年の秋にベトナム機が
来たということ、これは一機でなかつ
たという記憶もござります。しかし、
何日に羽田に着いたかという日にちの
点まで現在記憶しております。

○岡田委員 あなたは何機じやなかつ
たとおっしゃるけれども、一機来たと
いうことはアジア局長認めたのです。
また十月のやつがもう一機あるんです
よ。ですから、羽田の空港長來ている
でしょう。来てますね。空港長に答
弁してもらつてください。はつきりし
ているはずですから。

○岩田説明員 それから、あともう一つ、十月十
五日から六日に一機、羽田、それから同じ
く十月九日から二十日まで羽田、二

機。それから、あともう一つ、十月十
五日から十七日まで羽田、一機。こう

いうことでござります。

○岡田委員 これは国会の審議で重大

な問題だと思います。羽田空港の管理

をしているのは空港長の責任のはず

だ。ところが外務省のアジア局長は、

私がいま言つたように、十月の分も

はつきり来ているということを認めて

いる。羽田空港長は知らないと言つ

う事実ははつきりおわかりになりましたね。どうですか、その点はつきりし

てください。

○綾部國務大臣 お答えいたします。

○岡田委員 それは、そりう事

実があるかないかを詳細調べてお返事

します。

○岡田委員 これは、総理大臣、お答

えください。それは、総理大臣のもと

における外務省の局長はそれを認めて

いる。ところが、運輸大臣はこれを認

めません。私は、常識的に言って、知ら

ぬのがあたりませであると思ひます。

と申しますのは、毎日飛行機が何機着

た。一番知つているはずの羽田の空港

地の日本の大使館で許可を発給してい

る。目的はこれもまた軍事訓練が目的
である。横須賀の米軍基地で訓練を受

けるためである。滞在期間は二カ月。

帰りは立川の米軍基地から帰国してい

る。この事実があるはずだ。あなたは

もし御存じなら、羽田の空港長かも
来ているはずですから、空港長か

ら、——先ほどのと違いますよ。これは

別口ですよ。もう一つ別口についても
御答弁ください。アジア局長知つてい

るなら、アジア局長お答えください。

○橋内政府委員 ただいま申し上げま
したように、昨年の秋にベトナム機が
来たということ、これは一機でなかつ
たという記憶もござります。しかし、
何日に羽田に着いたかという日にちの
点まで現在記憶しております。

○岡田委員 あなたは何機じやなかつ
たとおっしゃるけれども、一機来たと
いうことはアジア局長認めたのです。
また十月のやつがもう一機あるんです
よ。ですから、羽田の空港長來ている
でしょう。来てますね。空港長に答
弁してもらつてください。はつきりし
ているはずですから。

○岩田説明員 それから、あともう一つ、十月十
五日から六日に一機、羽田、それから同じ
く十月九日から二十日まで羽田、二

機。それから、あともう一つ、十月十
五日から十七日まで羽田、一機。こう

いうことでござります。

○岡田委員 これは国会の審議で重大

な問題だと思います。羽田空港の管理

をしているのは空港長の責任のはず

だ。ところが外務省のアジア局長は、

私がいま言つたように、十月の分も

はつきり来ているということを認めて

いる。羽田空港長は知らないと言つ

う事実ははつきりおわかりになりましたね。どうですか、その点はつきりし

てください。

○綾部國務大臣 お答えいたします。

○岡田委員 それは、そりう事

実があるかないかを詳細調べてお返事

します。

○岡田委員 これは、総理大臣、お答

えください。それは、総理大臣のもと

における外務省の局長はそれを認めて

いる。ところが、運輸大臣はこれを認

めません。私は、常識的に言って、知ら

ぬのがあたりませであると思ひます。

と申しますのは、毎日飛行機が何機着

た。一番知つているはずの羽田の空港

地の日本の大使館で許可を発給してい

る。目的はこれもまた軍事訓練が目的
である。横須賀の米軍基地で訓練を受

けるためである。滞在期間は二カ月。

帰りは立川の米軍基地から帰国してい

る。この事実があるはずだ。あなたは

もし御存じなら、羽田の空港長かも
来ているはずですから、空港長か

ら、——先ほどのと違いますよ。これは

別口ですよ。もう一つ別口についても
御答弁ください。アジア局長知つてい

るなら、アジア局長お答えください。

○橋内政府委員 ただいま申し上げま
したように、昨年の秋にベトナム機が
来たということ、これは一機でなかつ
たという記憶もござります。しかし、
何日に羽田に着いたかという日にちの
点まで現在記憶しております。

○岡田委員 あなたは何機じやなかつ
たとおっしゃるけれども、一機来たと
いうことはアジア局長認めたのです。
また十月のやつがもう一機あるんです
よ。ですから、羽田の空港長來ている
でしょう。来てますね。空港長に答
弁してもらつてください。はつきりし
ているはずですから。

○岩田説明員 それから、あともう一つ、十月十
五日から六日に一機、羽田、それから同じ
く十月九日から二十日まで羽田、二

機。それから、あともう一つ、十月十
五日から十七日まで羽田、一機。こう

いうことでござります。

○岡田委員 これは国会の審議で重大

な問題だと思います。羽田空港の管理

をしているのは空港長の責任のはず

だ。ところが外務省のアジア局長は、

になるのでしょうか。この点、念を押しておきます。

○綾部国務大臣　局長の説ったこと以外に、あなたのおっしゃるようなことがあるかないかは、調査をしてお答えいたします。

○岡田委員 調査をしてお答えになるのはけつこうですが、先ほどの運輸大臣の御答弁は、航空局長がいま答えたことと食い違っている。先ほどのは、入っておらないとおっしゃった。それをお取り消しになるのですかと、私は伺っている。

うに、私はどういう飛行機がいつ何時
に着いたかというのはつまびらかにい
たしません。そこで、航空局長の言う
ことを信用してさようにお答えしたの
でございますが、いま書類、問い合わせ
せ等によつて調べた結果、たゞいま航
空局長が申したことが事実である、私
はかように思つております。なおさら
にいろんな、何機が着いて何機どうし
たといふようなことは、調査をしなけ
れば私はわからぬということを申し上
げております。

○岡田委員 それでは運輸大臣、質問を続けますが、去年初めて四機入ったのじゃないですよ。毎年入っているのです。しかも去年も、秋に四機なんであって、春にもその点入っているのです。お調べください。いいですか、お調べになつて御答弁いただけますか。きょう御答弁ください。
○綾部国務大臣 なかなか古い書類でありますから、きょうすぐと申しますが、調査をして返事いたします。

○岡田委員 古い資料といつたつて、

ことしの資料だから、古くないです。春は、あなた、古くないです。去年の資料だつて古くないです。それはすきょうお答えがいたただけるかどうか。そんなことを答えられないことはないでしよう。古くないです。それはすぐ調べて、いま直ちに御答弁がなくては

――
もいいから、私の質問が終わるまでに
御答弁くださいよ。どうですか。
○綾部国務大臣 なるべく御要望に沿
うようにいたします。
○岡田委員 それでは、続いて次の問
題

題に入ります。

力はこういう形で進んでいます。もう一つ軍事協力の例をあげます。としの一月三十一日、防衛省統合幕僚長は、朝鮮半島に駐留する韓国軍と日本陸上自衛隊が、共同訓練を行なうことを発表しました。これは、北朝鮮による侵略に対する備えとして、韓国軍と日本陸上自衛隊が、共同で訓練を行うことで、より効率的な対応ができるようになります。

伍賀海将補、甫来一等陸佐その他合計四名の自衛隊の幹部は、自衛隊の飛行機に搭乗して、当時沖縄で行なわれておりますましたクイック・リリースの作戦に参加している事実がある。これは海外派兵の第一歩だと思うが、どうですか。

御存じのとおり、一月二十五日から二月二十六日まで行なわれました。わたくしのクイック・リリースに対しまして、わがほうといたしましては見学をいたしました。最近報告を受けたわけでもございません。しかし、五日間滞在いたしまして、見学いたしました。最近海外派兵でもなければ何でございません。

とつておりますね。池田総理大臣も御

存じのはずですよ。閣議で自衛隊の幹部を自衛隊の飛行機でクイック・リースに参加させると、ということを承認しているはずだ。参加しているじやないか。参加しているのを認めただいやないか。総理大臣どうですか、そういうふ

○池田国務大臣　自衛隊の職員が、沖繩のみならず、アメリカ等にも見学にたびたび行つております。

見学であるかどうかは私は見たわけでもないからわからないけれども、クイック

クリリースの作戦に参加しているのは事実です。作戦に参加しているのは、福田防衛庁長官が答えたとおりです。その参加した内容が、見学であるかどうかは別問題です。明らかにこれが参加しているのじやありませんか。しかもこれはパスポートでも持つて行っているのですか、どうなんですか。

○岡田委員 クイック・リリースなどではないのですよ。総理大臣が先ほどおつしやったとおりに、あらゆる演説に日本の自衛隊の幹部が参加していくのですよ。アメリカにもね、そういう形で参加している。これは、ですから海外派兵の第一歩になる。そういう形で既成事実をつくっていくのですね。既成事実をつくりつつ海外派兵の道を開いていくのです。どういうバポートをお持ちになりましたか。

○福田(篤)国務大臣 総理府内にあり

○岡田委員 私は次の問題に進んでまます特連事務局からバスポートを正真正面にとて、見学に行っております。

クリリースの問題、まだほかにありますけれども、きょうはよしておきます。防衛大学の内部の問題があるでしょう。私はもう一つ言いましょか。防衛大学の内部の問題。防衛大学

にタイ園パンコックから、タイ国の軍人がいま来て いるでしょう、どうですか

○福田(萬)國務大臣 これは岡田委員長によつてお話をうけたが、よく御存じだと思いますが、自衛隊法等百条の二の規定によりまして、昭和十三年から昭和三十五年までタイ王国二名を防衛大学で委託教育いたしておられます。なお、もう一つの例は、同じく昭和三十三年と記憶いたしますが、これも委託教育をいたしております。これは第五

○岡田委員 福田さん伺いますが、あります。
その法律の第一百条の二は、いま国会に提出しているのですよ。まだ成立していないのですよ。成立していないのにやっているじゃありませんか。あなたは事実を認めているんじゃないですか。入ったことは事実でしょう。百条の二は、改正案を出してるのであって、まだ成立していないでしょ。福田(簾)國務大臣 すでに制定さ
たものに入つております。なお、こ

かい法制的の面につきましては、政

○委員から答弁させます。

○荒船委員長 参事官より答弁をいふさせます。 麻生参事官。

○麻生政府委員 お答えいたします。

今回提案しております、自衛隊の学校におきまして外国人の訓練を委託を受けて行ないますのは、いままでや

ておるのではまかない切れない分を追加しようという趣旨でござります。なぜほど大臣から御答弁申し上げました、防衛大学校で外国人の委託教育をやることにつきましては、もうすでに法整備

で規定されておるわけでござります。お、先ほど防衛大学校以外に賠償に

たします飛行機の操縦訓練についての規定がありましたが、これは一般的に、技術的な教育につきましては自衛隊の学校で行なえるようにすでに規定がなっておりますので、その規定に基づいてやつたものでございまして、間に法律の規定がないのにやつたといふわけではないわけでございます。

○岡田委員 ここに法律案がありますが、いま国会に提出されている法律案が、防衛大学に入るということになるのですよ。ところが、あなたは今まで

規定では入り切れないからといふのは、新規に増員されるのですか。大臣だけではなく、どこかほかの国から入れるというお考えなんですか。そ点伺つておきたいと思ひます。

○麻生政府委員　お答えいたします。

成文でお答えいたしたほうがはつづりいたしますので、現在防衛府設置の第三十三条の第三項に「防衛大学は、自衛隊法第百条の二の規定により、長官が第一項に規定する者に準ずる国人の教育訓練を受託した場合にお

ては、当該教育訓練を実施する。」こう

規定に基づいてやつておるわけでござります。それから百条の二につきましては、現在教育訓練を技術的な訓練に限定しておるわけでござります。今回

○岡田委員 こればかりはやっていると
ほかの質問を私はやれませんから、總じ
てまいりますが、ただいまの答弁で
は私はまだ了解できない。防衛大
学並びに幹部学校に、タイ國以外の
國々からも留学生をスカウトしてお
る。私はもつと事実を明らかにしてお

○池田国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございます。ベトナムにおきましては、内乱と私は認めておるのであります。決して、日本がそういうものに対して戦争行為に参加しておるとか、これをお援護しておるとか言ふべきではないと存じます。

○岡田委員 放棄したということは、それは、台湾は日本にあった、いわゆる盜取した、清國から盜取した地域なんです。台湾は盜取、盗み取った、カイロ宣言にあるのです。これはカイロ宣言にあるから、「盜取した」といふことばを使ってるので、盗み取った地域になつてゐる。その日本が盜取つた台灣、澎湖島の権利権原一切放棄したわけです。したがつて、現は台灣の帰属は未確定であるといふことは、先ほど横路質問に対しても、ここに屬するともきまつていないので実情である、こう総理大臣は答えてしられるのだから、そういうわけでございましょう。

○岡田委員 私は、それでは了解でき
ないのです。それはあなたのほうで御
提出になつてゐる法律案の改正の要綱
の中に、「自衛隊の学校において外国
人について教育訓練を実施することの

○池田國務大臣 総理大臣どうですか。

が、一つの中国、一つの台湾。この一つの中国が、二つの中国か、その変種か、この問題が非常に重要な点の一つである。第一の点は、一つの中国であるとするならば、台湾を含めた全中国を代表する唯一、正統な合法政府といふものが、中華人民共和国政府であるか、台湾のいわゆる中華民国政府であるかと、どうしたが、第一の重要な点です。

「カイロあるいはボッダム宣言においては、中國に入れるということに一応の立場に立つておられます。たゞ、一月三十日の横路質問に答えて、「日本との平和条約で、日本は放棄したといふことなど、どこに帰属するともきまつてないのが実情でござります。」とのような御答弁になつておられます。以上の論拠に立つて、台灣の帰屬は条約上主張確定であるという見解が、政府の見解

とした下関条約によつて、法律上、國際上、当然に日本のものになつたのでござります。私は盜取したということは認めません。平和条約で日本は台灣と澎湖島を放棄したということは、實でござります。

○岡田委員 それでは池田 総理大臣は、カイロ宣言にある「盜取した」ということばをお認めにならないといふのですか。カイロ宣言並びにボツダム宣言に基づいて、降伏文書について日本は受諾したのでしょう。カイロ宣言を認めないのであるが、あなたは。

○池田國務大臣 私は、カイロ宣言、

追加しますのは、幹部候補生学校でございます。ちょうど防衛大学校を卒業いたしまして約一年間近くそこで教育を受けまして、そうして初めて昔の将校、幹部になるわけでございますが、その学校に入れて教育訓練をすること

う一度伺つておきたいと思います。
私はそういうような答弁では了解をいたしません。こういう点について、あ
の国が軍事協力をやつてているといふの
でいるのですから、それに対しても日本
は、だれが見ても明らかであります。

て総理大臣並びに外務大臣に確認をいたしてまいりたいのですが、この間の予算委員会その他、たとえば今は澄質問、横路質問その他におきまして、總理大臣はこのように答弁をいたされました。これは速記録をここに記入

でござります、連合国に対しまして。したがつて、これを客観的に、連合国が確定しておりませんから、未確定と言ひ得ましよう。日本は放棄しただけ、これが法律上の日本の立場でございます。

それからきた。ボツダム宣言の趣旨は認めますけれども、ことは全部を認めなわけではございません。

○池田國務大臣 もうたびたびここで申し上げますように、非常に流動性のあることであるし、そうしてまた、フランスもあらうふうにしておりますし、まだプラザビルの動向もわかりませんし、まだまだ先のことです。しかし、重要な問題でござりますから、慎重に検討しなければならぬということは、たびたび言つておることでござります。あれだけ御勉強なさっておれば、言わなくてもおわかりと思います。

○岡田委員 先ほど新聞に出ているとさえしらをお切りになる総理大臣ですから、私だってそういうことはひとつ念を押しておかなければなりません。総理大臣、念には念を入れてといふことはございますから、十分御注意ください。

○岡田委員 外務大臣、中華人民共和国政府が、国連において新規加盟をするというような場合もあり得るのかどうか。

○大平國務大臣 そういうことはまだわかりません。

○岡田委員 わかりませんということはあるわけですか。その点、重要な点なんですが、条約局長も心配しておられるようですねけれども、そういうことあります。なぜなら、中共と申しますが、これは全く先のことです。

○岡田委員 私は、入るかどうかを聞いているのじやないのです。新規加盟という措置を政府が支持されるという場合があるのかということを開いてい

○大平國務大臣 先ほど申しましたように、国連対策はまだきめていないとあります。それはどうでございますか。

○大平國務大臣 すべて未見の問題と申しますが、仮定の問題と申します。もう一点、意思の統一——総理大臣は政府と言つてはいけないそうですが、申上げたのは、祝福された状態、いは、この間二十五日総理官邸で報告をされた中で、いろいろ意見についての話し合いが出たそうですが、その中で、過日の外務委員会で社会党の穂積七郎君の質問に答えて、大平外務大臣は、中国が国連で正当なメンバーとして祝福されるような事態になれば、国交の正常化を考えなければならないのは当然だといろ趣旨を答弁されておる。ところが、この、祝福されるような事態について意思統一をしておこうじゃないかといふことになつたそうであります。

○大平國務大臣 が、この、祝福されるような事態、これは、具体的にどういうことになつたのを、今後国会審議の上に有事でございますが、きわめて幻想的な御答弁、それがそれなりに私は質問を続けています。御注意を願いたい。

○岡田委員 読んで字のとき状態でござります。

○大平國務大臣 読んで字のとき状態でござります。これは読んで字のときでも、わからないから聞いておるのであります。なぜならば、新聞においては、祝福されるような事態、というのは、昨年の中華人民共和国でアルバニアの決議案が通るような、あのよくなことではなくて、いわゆる国民政府の議席が何らかの形で確保されて、中共——私は中國を代表しているのですが、それは認めています。だから、中共と言つておきましょう。中共も国連に加盟するというよくなことがあります。

○池田國務大臣 現に台灣政府の支配している国、土地は、台灣あるいは澎湖島、金門、馬祖でございます。しかし、中国本土に全然ないというわけでもございません。われわれは中華民国、いわゆる蔣介石政権、中華民国と戦い、そうして中華民国と戦争を終結し、そうして賠償も放棄をした、こういうことであるのであります。したがいまして、あなた方のように、安保条約も認めない、平和条約も反対だ、日本は、既存の条約を尊重しないわけです。私は、既存の条約を尊重しながら、今後いかにこういう問題をアジアの重要な問題として、世界の大問題として考えていくかとやつていています。

○岡田委員 では、はつきりとしておますが、かつての中国を支配しておったところということになりますと、中國大陸を代表している。台灣は帰属未確定だが、台灣は入っていない、こういうことでござりますね。

○池田國務大臣 大陸を含めた中国を代表しております。しこうして、台灣は、平和条約の面から申しますると、当然の中国の領土ではないが、一応のいわゆるカイロ、ボツダム宣言の趣旨は、われわれも認めておるのであります。しかし、法律的には、日本から申しますと、中国の領土ではない、こう考へます。

○岡田委員 いや、法律的な点を私伺っているんです。したがって、それでは、いわゆる中華民国政府といふものは、台灣は中國領土ではない、中国

大陸を代表しているんだ、昔の中国で

いう、わざわざ領域という字句も使つておるのでございまして、領域といふ字句を使う際には、むしろ主権云々の問題を離れて、現実に支配するところ、こういう意味も含めてわざわざ領域といふ字句を使っておるわけでございまして、この米華条約については、決して主権というものを前提とした規定ではない、かようによ解釈するのが自然ではなかろうかと思います。

○岡田委員 もう一度条約局長に伺つておきますが、それじゃ領域と領土とは違うのですね。あなたの御答弁では、領土の場合には主権の行使を伴うが、領域の場合には主権の行使は伴わないのかごとき——あえて、ごときと言いますが、御答弁であります、領域というのは領土、領海、領空を含むものを領域だと思っておるのですが、その解釈ではないのでござりますか。

あまり私も条約局長に法律問答ばかりいたしませんけれども、どうですか。

○中川政府委員 拝答をいたします。

領土、領域といふことばの使い方は、条約に出た場合のことございませんが、必ずしも一定しておりません。いろいろの字句に使っております。現に日華平和条約で、この条約の適用地域はどここというあの付属の交換公文は、日本語では領域でございますが、漢文では領土という字句を使つておるのでございまして、こういう使い方はいろいろまちまちでござります。

要するに、その条約の趣旨からこれは判断すべきものであると考えるのでございまして、必ずしも一つの字句だか、一つの意味だということは言えないとと思う次第でござります。

○岡田委員 条約局長、先にかぶとをお脱ぎになつたようですね。かぶとは、先にお脱ぎにならなくて、いすれ脱がしてあげますから、ちょっとお待ちください。

それよりも、総理大臣に伺います。

条約問答ばかりで退屈でしようから、総理大臣に伺いますが、それでは台湾の領土が未確定であるとするならば、総理大臣に伺いたいのは、終戦以来、特にサンフランシスコ条約の発効以来、いわゆる中華民国政府が台湾を支配しておるといふのは、法的に何と説明しますか。不法占拠以外に説明ができないじやありませんか。不法占拠でしよう、法律上。

○池田国務大臣 日本が放棄してまだ歸属はきまつてない。しかし、カイロにあるいはボツダム宣言によりまして、将来は中華民国の領土になるべきものだと、いうふうな一応の觀念は、あつたかもわかりません。しかし、そういう中華民国に歸るべきだというふうな気持ちはありませんでしたらどうが、法律的には歸っていない、こういうことでござります。だから、これは不法占拠と申しますか、私は未確定の問題で、一応觀念上あそこを支配しておること、こう考えております。

○岡田委員 前段の御答弁は、ちょっととに置きます。それよりも後段は、その地域は未確定なんでしょう。そこに台灣政府があるということですね。それは台灣の本来の領土でないところにいたのですから、これは不法な占拠でしよう。法律的にはそう理解せざるを得ないではありませんか。どうですか。

○池田國務大臣　それは、法律上は、先ほど申し上げたとおりでございますが、カイロ、ボツダム宣言等がございまして、国際通念的には、これを不法にやつておるということに断定するわけにもいきますまい。これがいまの困る、アジアにおいて解決しなければならないむずかしい問題だと、私は言つております。

○岡田委員　国際通念はいいです。日本政府の見解はどうです、法律上の。

○池田國務大臣　法律的には、中華民国の領土ではない。しかし、施政は現実にしておると考えます。

○岡田委員　だから、現実に施政といふものをやつておる政府といふものは、領土が未確定なら、占拠しておるのは不法ではありませんか。どうですか。

○池田國務大臣　私は、不法占拠とまでは言ふ必要はないと思います。カイロ、ボツダム宣言から、あるいは世界の人が、一応これを、大陸を支配しておるときに、これは占拠しておるとは言えません。施政をしておるとは言えましようが、不法ということをつけ加えることは、国際通念ではないと思います。

○岡田委員　国際通念の問題ではないのです。法律解釈の問題です。法律解釈の問題では、総理大臣、あなたは法に沿わない措置を行なつておるでしよう。法に沿つていますか。法に沿わなければ、不法ではありませんか。

○池田國務大臣　日本が放棄したもの

これまでいかずに、一応施政権を行なつておる。これは、いまの違法かどうかといふ問題がありますが、これは通常上、みな世界が認めておるのではございますまいか。認めていないのは、一部の国と思います。

○岡田委員 それじゃ法律的に認めておるという立場をおとりになるのですか。

○池田国務大臣 領土権を認めておると言つておるのはございません。施政をしておることを認めておるのであります。

○岡田委員 それならなおさらうまくないですよ。総理大臣、領土でないところで施政を認めておるなら、領土権のないところにおるのだから、法律上違法ですよ。そうでしょう。そういうことをおっしゃるから、かえつてわからなくななるのですよ。

○池田国務大臣 これは、第二次大戦後のまだ結末のつかないところで、法律的にどうこう割り切るべき問題ではございません。そうすると、われわれは北のほうを向かっていえば、日本の固有の領土があるのをやつておる。この現実がこういうように合わない。法律と現実が合つていないところに、われわれのいわゆる悩みがあるわけでございます。それを解決しようということをご存じます。

○岡田委員 私は、これから言う意について、賛成ではないのですが、総理大臣、政府側の見解を例にあげて申上げます。北のほうの地域、千島のこととを言っておるのでしよう。千島は、領土権がないのにソビエトが不法占領をしておると、政府が言つたじゃないですか。

すか。台湾については、領土権がないのに、不法占拠とは言えないといふのですか。これは一体どうなんですか。
○池田国務大臣 これは全然違います。台湾は、われわれの固有の領土です。それは違います。そこをはつきりしてもらわなければなりません。
○岡田委員 固有の領土問題以前です。サンフランシスコ条約の中で、権利権原その他一切を放棄しておるという点では同じでしょう。だから、同じことではありませんか。
○池田国務大臣 そういうことをおっしゃるから、私は一昨年も本会議で、簡単に國後は國有の領土です。そこが違います。そこをはつきりしてもらわなければなりません。
○岡田委員 そういふことをおっしゃります。そうして、われわれはサンフランシスコ講和条約におきまして、これは留保しておりますのであります。千島とはそういうものではない、中千島、北千島などはつきり言つていい。だから、台湾のように下関条約による。だから、台湾はわかれが譲与を受けた土地とは違う。それを考え方にならぬと私は誤りだと思います。だから、択捉國後の問題と台湾の問題とは全然違うことを御了承願います。
○岡田委員 それじゃもう一步進めます。それでは国際通念上台湾をいわゆる中華民国の領域と認めるものではなくて、あなたのおつしやったのは、将来的な解釈をしているのだ、これが政府の目解である。こういうようにとつてよろしくお願いします。

るに開戦以前に日華間に結ばれた条約が、戦争の結果無効になつたことを承認するという規定でござります。しかし、その条約にもいろいろあるわけでございまして、昔つくった条約が現在生きておる。つまり内容が現在にまで継続しておる条約もござります。こういう条約は当然その内容がなくなるとが済んでしまつた条約もあるわけでござります。台湾割譲条約などは、その台湾を割譲したことによってその目的を果たしたというのでございまして、あと形式的にはその効力が残つておるわけでござりますが、それはすでに処理を済みの条約でございまして、その後これを廢棄いたしましても、それはその形骸だけが廢棄されるわけでございまして、もと処分したことがあるといふことはないでござります。

これは条約の廢棄の効果といふことで、國際法上非常に重要な問題でござりますが、國際法学者の一致した見解がかよらなことでござります。さよう

なことでありますと、そうでなければわけでございまして、領土を割譲したことはどういふことでござります。

○岡田委員 ただいまの答弁では私は了解いたしません。総理大臣も了解しないでしょ。なぜ了解しないといつたら、さつきの総理大臣の答弁と条約

局長の答弁と違ふから。それじゃ総理大臣は条約局長の答弁が正しい、逆に言つたら総理大臣の答弁は間違つた、短く話したかです。(笑声)

○岡田國務大臣 私の答弁も条約局長の答弁も同じです。ただ長く話したか

とをぬきかかつておるなら、もつと統一して伺ひますよ。いわゆる日華平和条約によると、第三条の請求権、第十一条の国籍、議定書の2の船舶、產品の問題については、先ほどからこれは御

か、そぞろすると一つの政府の実効的な支配が國際法上適法として認められて

いる地域は、この国の領土、領域外にはありません。たとえば沖縄について

の例を逆にお考へなさい。実効的に実効支配が適法であるということは、そ

の國の領土以外にありません。したがつて、日本は法的にも台湾などを中

國の領域と認めて、いわゆる日華平和条約を結んだと言わざるを得ないでは

ないか。これは法律的にそらうわざるを得ないといふことです。総理大臣どうですか。

○池田國務大臣 概念法学的にいろいろのお説でございますが、第二次世界大戦後のいまの状態は、あなたのよ

うな考え方では説明できない、現実の問題を。それで法律的に申しますと、

いままでの私のとおりでござります。

○池田國務大臣 アメリカの政府もそうございますし、私はイギリスの政

府もそうだとおっしゃります。どちらが悲劇かまだわかりません。この悲劇

を悲劇でないようによろしくするの

が、日本民族のいわゆる努力目標でござります。

○岡田委員 そういうことですね。いろいろな状態であるのです。だから戦後におきました、領土がはつきりしていないが、施政権を行なつてお

る事実上のものに、事実を認めた上でおいての条約を結ぶことはあり得るの

であります。そこで、あなたは、台灣、澎湖島というものが中共のものだ

と言いたいのでございましょうが、それは世間では認めておりません。イギ

リスにいたしましても、アメリカにいたしましても、台湾というものが中华

国民党になつておる。すなわち、日本はある程度のいわゆる施政権ですね。その

先ほどのいわゆる施政権ですね。その

法に基づいて取得した国籍は中国の

いわゆる中华民国政府に対しても認められた。このことになる。対人主権を認めた。この

基盤になつておるのは、台湾が中国領域であるという前提でなければ対人主

権を認めるわけにいかない。条約上それが認められませんか。あなた達います

す。

○岡田委員 そういう解釈は全然間違

いです。そういう解釈は池田さんとそ

の他数人くらいでしょ。その証拠に

フランスが中国を承認した。ドゴール

は、台湾は中国の不可分の領土である

という意味で承認した。見なさい。ド

ゴールだって認めておるじゃないか。

あなただけが認められない、これは悲劇ですよ、あなたの。日本の国民に

それを認められないというのは悲劇で

すよ、あなた。私は悲しむものです。

まさにこういう悲劇は繰り返さないほ

うがいいですよ。どうです。

○池田國務大臣 これはみなす規定でございまして、詳しく述べ、交換公文そ

の他の点から条約局長からひとつお答

えさせまして、あなたの言ふとおりに

いたします際に、先方との交渉で一番困難いたしました点は、法律的に最終

帰属がきまつてない地域に現実に統

治権を及ぼしておる当局、政府、これ

といろいろなことをきめなければならぬといふ点が一番苦労したのでござい

ます、その点で国籍の問題も、これ

は何とかきめなければならぬわけでございます。したがつて、いま総理が言

ふるびりしておられるが、今度は外務大臣にお伺いします。

○中川政府委員 日華平和条約を締結

しておるのでですよ。認めておるのですよ。それはたとえば、事實をあげま

しょうか。移住局長来ておられますね。

○岡田委員 理事からもいろいろ御注

意がありましたので進めますが、あなたも事実上も法律的にも、あなたの自身

がお認めになつておるのでですよ。台湾、澎湖島を中国の領域であるとみな

しておるのでですよ。認めておるのですよ。それはたとえば、事實をあげま

しょうか。台北に行くときには何と書きますか。

○岡田委員 いわゆる中華民国と書くでしょう。法律的に認められておるじゃないですか。

○池田國務大臣 それはばかりじゃありませんよ。これは総理大臣だつてやるでしょう。公

文書にて名を書くときに何と書きま

すか、いわゆる中華民国台湾省、台北市、中華民国政府蔵介石大統領と書く

んでしよう。あなた、この間、吉田さ

んに書簡を渡したときには、そういうふうに書いたんじゃないですか。書簡のあて名、住所まで書かなかつたかもしれないけれども、住所を書けといったらそういうことになるじゃありませんか。いわゆる中華民国台北市か、中華民国台灣省台北市か、どつちかしか書けぬじやないです。これは事実上も、法的にも、日本の政府が、台湾を中国の領域と認めているという事實上、法的な根拠です。これは明らかであります。外務大臣、どうです。總理大臣はだいぶ疲れたようだから、外務大臣ひとつ……。

○大平國務大臣 現実に政権を持つておる政権と日華條約を結びまして、もちろんの取りきめをいたしておるわけでございまして、いま御指摘のような表現を用いておることは事実と思ひます。

○岡田委員 それではその表現は、日本のほうは、手紙をもらつた蔣介石のほうは、日本の國は台湾を中國領土であると、こういうように解釈をしているんだと解釈をしてもいいわけですね。

○大平國務大臣 それは先方に聞いてみなければわかりません。(笑聲)

○岡田委員 聞いてみなければわかりませんが、あなたの自身はどうですか。そういう書き方をしたらあなた自身もそう思うじゃないかもしれませんか。

○大平國務大臣 やはり現実の問題として処理しなければならない事實上の問題がございますので、そのような處理をいたさざるを得ないということをごぞいます。

総理大臣の趣旨でいったら、台湾と書いて、(帰属未確定)台北市中華民国政府蔵介石大總統と書くのが正確じやありませんか。公文書には正確にお書きなさいよ。正確に書いてはならないじやないですか。正確にお書きなさい。公文書はそうちやありませんか。公文書といらうのは、法的に違法であつてはならない、(「ばかなことを言いうな」と呼ぶ者あり)ばかなことを言うなと言はけれども、その人はわからないからそり言つておる。公文書といらうのは法的に違法のことと書いてはいけない。公文書は、当然法的に適法なものと書かなければならぬ。帰属未確定ならば、台湾(帰属未確定)台北市中華民国政府蔵介石大總統と書いてはいいで

ん、法律的には明確に言えません、そういうことばかりじゃありませんか。最後には、それは岡田君とその程度の人たち何人かきまつっていると言つたでしょう。それこそ、この間あなたの言いかけた、何かのなに、という、それと同じ考え方ぢやないですか。何かのなに、というのは、池田さんのことですよ。何かのなに、というのは、池田さんとアメリカのジョンソンぐらいですよ。わかつたですか。いいですか。それよりも話を進めます。いわゆる日華条約で、台湾といふものが中国の領土であるということをきめてあるんですよ。交換公文をごらんなさい。条約局長は正直な人だから、さつき半分言いかけたのです。外務大臣に聞きましたがね、交換公文の中でこういふように書いてあります。「中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある。」いいですか。これをもつと具体的に言うと、「今後入る」というようなやつこやしいことを抜きます。これによると、いわゆる中華民国政府の支配下に現にあるすべての領域なんです。地域ではないのですよ。領域なんです。領域というのは領土なんです。領土、領海、領空を含む領域なんです。これはいわゆる中華民国の領土であるということは、ここに明らかになつてゐるのです。そうでないと池田総理は笑つておられるけれども、そうではないといふ証拠に華文のほうをこらんなどいよ。中國文のほうには、その「制空下全部領土」となつてゐる。「領土」になつてゐる。領土權なんです。「さつき言つたよ」と呼ぶ者あり)さつき言つた、言つていなないの問題じやないですよ。領土權を

認めているのです。総理大臣どうで
す。領土権ははつきり認められている
じゃありませんか。——ちょっとお待
ちください。領土権ははつきり認めら
れているという事実、いわゆる日華条
約で領土権がはつきり認められてい
るという事実をお認めにならないです
か。

○池田國務大臣 先ほど条約局長が答
えたとおり、領土、領域、いろいろ問
題がございますが、そのときその衝に
は当たつておりませんが、いろいろ考
えた上で、いわゆるこの条約の施行地
域を現に支配し、今後支配すべき領域
としておるのであって、領土権を認め
た条文ではないと日本政府は考えてお
ります。詳しくは条約局長からお答え
いたします。

○岡田委員 いや、支配しているとい
うのはあなたのおっしゃるとおりで
す。支配しているのはこの領土である
とあなたは答弁している。領土なんで
すよ。中国の領土なんです。中国の領
土だということですよ。はつきり書い
てあるじゃありませんか。それは英語の
文章——これはうしろで小坂前外務大
臣が言つておられますかね。これはや
はりそこにいる雑言言う人と違つて、
学問的な答弁を小坂氏は言つておられ
るのですがね。英文の場合にはテリト
リーということばになつて。これ
は領土なんです。領域なんです。領域
というのは領土、領空、領海を含むこ
となんです。明らかにじやありません
か。いわゆる中華民国の領土なんで
す。そういう解釈はできませんか。

○池田國務大臣 たびたび申し上げて
いるように、条約局長が言ったとおり
であります。テリトリーは領土なりと

いうわけにはまいらない。領域の場合は、あるのであります。詳しく述べて、條約局長から……。

○中川政府委員 この問題、この領域といふ字句を日本文では使い、中国語のほうでは領土といふことばを使つておるわけでござりますが、要するに領土、領域と申しましても、どういう趣旨で使つたか、その条約全体の精神を勘案して考へるべきでございまして、それから見まして、このサンフランシスコ条約で、すでに日本はあらゆる権利、権原を放棄しておる台灣、澎湖島を、あらためて中華民国のものにするということは、法律的に不可能事でござります。そういうことができないから、苦心していろいろなさつきのような規定、みなす規定も置いたのでございまして、そういうことからいって、これは主權を中華民國に認めると解釈することは論理上合はないわけでございまして、日本政府の解釈は、その交渉の当時から、日華間の交渉でもその点は明らかにしておるわけでございますが、交渉の当時からはつきり主權問題とは別だ、切り離しているんだといふことを、貫徹してそういう解釈できてるおるわけでござります。

〔明快〕と呼ぶ者あり

○岡田委員 明快ではありません。明確になっていきますのは、領土、領海、領空を含めて領域なんです。中國文の場合には領土となつてゐるが、あなたは昭和三十六年三月二十九日、衆議院の外務委員会で、われわれ社会党の黒田さん質問に答えてこう答弁している。

「沿革的にいえは、カイロ宣言あるいはポツダム宣言によりまして、われわれが受諾した関係上、われわれは台湾は中国である、こう見ておるのであります。」このようにあなたは言つてゐるじゃありませんか。中国であると法律的に認めているんだと言つてゐるじゃありませんか。あなたはこれをどういうふうにあれするのですか。私は、総理大臣が二つの答弁、食い違つてゐる答弁を出されたのを、これを明確にしもとらがないと困る。先ほどからいろいろ触れてきたように、いわゆる日華平和条約その他において事実上法的なにも中国の領域になつてゐる。総理大臣はその事実を認めておる。ところが、一方において台湾の帰屬は未確定であるということを言い、矛盾した答弁が二つ出ている。あなたはこう答えておる。この二つの点について矛盾を感じませんか。

○池田國務大臣 大体平和条約できまつておる問題を、日華条約で中華民国の領土であるときめ得られるものじゃございません。それはもう平和条約が前提でござりますから、平和条約によりまして、台湾といふものは日本が放棄した。日本が放棄したものを、いや、日本はどこにやろうなんということを言ひ合はれません。したがいまして、われわれはサンフランシスコ講和条約によりまして、台湾といふものは前からあります。ただ領域と言つたのは日華条約によりましていろいろ条約を結んだ、その条約がその領域内に及んでいたということを私は答えておるのでござります。これには私の考え方は前からあります。これには私の考え方は前からも変わっておりません。

○岡田委員 サンフランシスコ条約においてきまつておるから、そのあとといふわゆる日華条約で変えられない、そんなことはないでしょ。あなたは事実知つておるでしょ。サンフランシスコ条約のときに、中国を参加させることからかどろかでイギリスとアメリカの意図が違つたでしょ。イギリスのほうは中華人民共和国政権を代表とする。アメリカはいわゆる蔣介石政府を代表とするとしてきまらなかつたでしょ。領土の選択権、領土についての規定権まで含めて中国との平和条約の交渉は日本政府にまかしたじゃありませんか。いわゆる日華平和条約において領土の帰属は明らかになつたって、それはか

まわないので。平和条約できまつてないから、そのあとできめるわけにはいかないというのは、それは間違っています。しかもあとできめることはできまつてないのです。そんなことを言つたら、サンフランシスコ条約をきめたら一切がへりきる永久にきめられないのですか。七かり切っているじやありませんか。そのあとで日本と中国との関係は平和各条約に基づいてきめるのじやありませんか。その他の例幾つもござります。日本とインドの平和条約、日本とビルマの平和条約に基づいて、サンフランシスコ条約に基づくそれ以上のことがきまっておるじやありませんか。池田さんとのそういう答弁ではきわめて不十分です。一国の総理大臣ですから、もつとそういう点をはつきりしてもらわないと困りますよ。

るのだと、連合國もそぞういう觀念になつておるのだと言われたじやないですか。それならば、法律上そぞういうよろにめたつて何も違法じやないじやありますか。それよりも、あなた、そぞらお聞かれては困りますよ。これほどぞお聞きください、重大な問題です。總理大臣は昭和三十六年三月二十九日におおては「われわれは台灣は中國である」と見ておるのであります。「こうはきり言っている。ところが、先ほどまでの御答弁を伺うと、台灣の帰屬は未だ確定であると答えられた。これははつきり食い違つてゐる。こうい点について明確にしていただきぬ限りは私は了解できません。これははつきりして、

あります。過去において中国が支しておるということを認めたことばたくさんござります。ただ法律的に約上どう解釈するかといつたら、先ど来申し上げておるとおりであります。これは納得できぬ、あなたの意に従わぬ、こうおつしやつても、それは従うわけにはまいりません、私の意で、日本政府の根本的考え方でございますから。

○岡田委員 総理大臣、だめですよ私は中国は、かつて中国大陸を蔣介人が支配した、そんなことはわかつてますよ。「台湾は中国である」と言っているのですよ、あなたが。だから食違つてゐる。台湾の施政権は中華民にありますと言つておるのぢやない台湾は中国であります、こう見ておます、こう言つておる。またそれ以に、台湾は中国に属する、こう言つておる。この点は明らかに食い違つておられます。施政権の問題ではあります。

○池田国務大臣 それはそのときに領土権はどうかという問題と、だれ支配しているかという問題を区別しの御質問ならば、いまのようにはつり答えます。だから、もしそういうふうに言つておるとすれば、ここではきり申し上げますが、台湾は中華民国が現に支配しておる、そして日本はこのことに適用になる、こういう意味でござります。領土権はどうかいつたら、これは、日本が放棄しただけで、中華民国の領土権はカイロ条約はどこに適用になる、こういう予定してきめておりますが、この定は、われわれの調印したサンフランシスコ平和条約の規定とは違います

われわれ平和条約によつて日本の外交をやつしていくのであります。これが私の考え方であります。

○岡田委員 それでは前の答弁はお取り消しになるということですね。

○池田國務大臣 前の答弁は、御質問その他によりまして法律的、政治的に区別して答弁しようといったら、なかなかむずかしいうござりますので、前の答弁はいまの答弁のごとく御解釈を願います。

○岡田委員 そんなことはありません。法律的、現実的な問題ではないのです。あなたは、台湾は中国のものであるとはつきり言つている。チヤイナのものであることはつきり言つている。これが現実の問題ではない、法律的にもそれは一致しなければならない。これは前の点をお取り消しになるなら私は了解してもよろしい。前の点をお取り消しにならないで、それは同じこと大臣の答弁としてそういうように軽々に言われるには困ります。私はそういうふうには受け取れません。

○池田國務大臣 あなたたが、前の答弁は領土権も中華民国が持つておつたのだと御解釈になるならば、それは、私の考え方とは違いますから取り消します。私があのとき申し上げたことは、あくまで中華民国が施政権を持つておるという意味で言つておるのでございます。領土問題につきましては、先ほど申し上げておるとおりでございます。だから、そういうふうに御了解願いたい。したがいまして、あなたが領土まで持つておるのだと御解釈になるならば、これは私は取り消しますが、私の真意はそうでな

かつたのだ、こういふことをはつきり申し上げます。

○岡田委員 やいや、先ほどから前は前から蔣介石が持つておつたわけじゃないのですからね。そんな解釈の現実問題ではない。じゃ、お取り消しになつたといふように解釈してよろしくです。

○池田國務大臣 あなたの解釈が領土権ありと認めた解釈に受け取つておられたら、そういうことを言うのは本意ではございませんから、取り消します。しかし、私があのとき言つたことは、ただいま申し上げたこと何ら変わりがないつもりで言つておるのであります。その意味においては取り消す必要はないと思います。

○岡田委員 それは、あなたの気持ちの、主觀の問題などといふのは、私はわかりません。大平さんの言ふところも、聞いてみなければわかりません。主觀の中の問題でないのです。発言の結論ですよ。速記録に出ている事実の問題です。速記録の事実においては、これは取り消していただきのがあたりませんか。

○池田國務大臣 先ほど答えたとおりでございます。

○岡田委員 それではもう一度、昭和三十六年三月二十九日、外務委員会において黒田質問に答えて、「そこで沿革的に申しますと、カイロ宣言あるいはボツダム宣言によりまして、われわれが受諾した関係上、われわれは台湾は中國である、こう見ておるのであります。」こう言つておるじやありませんか。これは台湾の帰属未確定という答

弁と明らかに食い違つてゐるじやありませんか。この点は、前のあれがあなたのお考えと違つてゐるといふのな

だときて私はこれを取り上げた。しかし、今度はそういう意味でないといふ

○池田國務大臣 先ほど来たびたび申し上げますがごとく、サンフランシスコ講和条約の文面から法律的に解釈すれば、台湾は中華民国のものではございません。しかし、カイロ宣言、またそれを受けたボツダム宣言等から考えますと、日本は放棄いたしまして、帰属は連合国でできるべき問題でござりますが、中華民国政府が現に台湾を支配しております。しこうして、これは各國もその支配を一応経過的のものと申しますが、いまの世界の現状からいつて一応認めて施政権がありと解釈しております。したがつて、私は台湾は中華民国のものなりと言つたのは、臺灣は中華民国のものなりと言つたのは、大平さんの言ふところも、いつて一応認めて施政権がありと解釈したものでござります。もしそれ、あなたがカイロ宣言、ボツダム宣言等からいって、台湾が中華民国政府の領土であるとお考えになるのならば、それは私の本意ではございません。そういうふうに解釈をされるのならば私は取り消しますが、私の真意はそりでないのです。平和条約を守り、日華条約につきましては、施政権を持つておるという

○岡田委員 あなたが私のことばを領土権ありますと御解釈になつたとすれば、それは誤解を招きますから取り消します。私の申し上げておることは、施政権があることを意味しておるのでござります。

○池田國務大臣 はつきりしておきます。

○岡田委員 これは最後にあれしますが、この池田さんの態度が二つの中国

○岡田委員 あなたが私のことばを領土権ありますと御解釈になつたとすれば、それは誤解を招きますから取り消します。私の申し上げておることは、施政権があることを意味しておるのでござります。

○岡田委員 あなたが私のことばを領土権ありますと御解釈になつたとすれば、それは誤解を招きますから取り消します。私の申し上げておることは、施政権があることを意味しておるのでござります。

○岡田委員 それでは総理大臣の前の答弁は領土権という意味で言われた、

○岡田委員 そのことについてはお取り消しになつた。私は、このカイロ宣言その他先ほ

どからずっと順次述べてまいりました

ます。あなたはそういう解釈、私の解釈に同調するような答弁をしておられ

ひつかかっているのです。一つの中國論の立場はそこでくずれている。池田さんは一つの中國論なんて前向きのこと

にしないのです。ほんとうに中国の人達いがある。あなたはお取り消しになつてもいいですと、こういうお話をから、それが意を得たりである

から、それはわが意を得たりである

あなたはなぜ私がこれほど主張す

るかといふのは、これからアメリカが

台湾共和国といふ陰謀をしようとしてお

ます。これはなぜ私がこれほど主張す

るかといふのは、私はこの委員

会を通じて国民の前に明確にしておき

ます。これはなぜ私がこれほど主張す

るかといふのは、これからアメリカが

台湾共和国といふ陰謀をしようとしてお

ります。あなたが私のことばを領土権ありますと御解釈になつたとすれば、それは誤

論の立場はそこでくずれている。池田さんは一つの中國論なんて前向きのこと

を表面で言いながら、實際には二つ

の中国論に協力しているじゃありませんか。池田さん、なぜこの態度を明確にしないのです。ほんとうに中国の人達いがある。あなたはお取り消しになつてもいいですと、こういふお話をから、それが意を得たりである

から、それはわが意を得たりである

あなたはなぜ私がこれほど主張す

るかといふのは、これからアメリカが

台湾共和国といふ陰謀をしようとしてお

ます。これはなぜ私がこれほど主張す

るかといふのは、私はこの委員

会を通じて国民の前に明確にしておき

ます。これはなぜ私がこれほど主張す

るかといふのは、これからアメリカが

台湾共和国といふ陰謀をしようとしてお

ります。あなたが私のことばを領土権ありますと御解釈になつたとすれば、それは誤

論の立場はそこでくずれている。池田さんは一つの中國論なんて前向きのこと

二六

中国と日本の国交回復のために大使級会談まであなたは提唱しようとしているでしよう、佐藤さん。それならば、一つの中国の観点に立つて、それを貫徹されることを、佐藤さんも苦めで私は希望して、私の質問を終わります。

卷之二

したベトナムの軍用機は、三十六年四月二十四日着、三十六年四月二十七日発四機。三十七年なし。三十八年九月三日着、三十八年九月七日発一機。三十八年十月三日着、三十八年十月六日発一機。三十八年十月九日着、三十八年十月二十日発二機。以上四機であります。たいへんおくれましたが御報告申し上げます。

○鈴木（一委員）私は、去る一月二十日、この会議におきます首相の施政方針演説の中で、特に政界の道義確立ということがうたわれておるわけでござりますが、それに関連いたしまして御質問申し上げたいと思うのでございま

〔委員長退席、松澤委員長代理着席〕
この際、このことは單に政府与党に園するだけではなしに、われわれ自身にも相当の關係があることであるまいますので、できるだけ懇切丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

まず首相にお尋ねいたします。いよいよ、この問題は、本会議における議論が、國民一人一人のあり方、また同時に社会の秩序、政治の目標、選挙のあり方、また自民党の近代化などと、すべて高い倫理性に貫かれておるわけでござります。いかにも格調の高い演説であつたと思ふのでござります。私は、これまで衆議院を通じまして八年近く議席を国会に有しておつたのでござりますが、たゞたび施政方針演説も伺いました。しかし、そのほとんどが形而下的な問題を一方的に強がりでまくしたてるといふようなことで、心にはあまり残つておらなかつたのでござりますが、このたびの首相の演説は、何か私の心に残り、感銘を覚えておるものでござります。このことは日本の政治の一つの進歩、前進だといふうに、私はあくまでも善意にとるものでござります。けれども、そのことは、言うことはまだ簡単にござりますけれども、行なうこととは非常にむずかしいのが世の常でございます。また特に指導的立場にある者は、寝ていて人を起こすといふことであつてはならないと思うのです。さいますが、私はそういうふうな観点から首相にお伺いしたいのでござります。

私の実情を見ますと、必ずしも全部公明どころか、不公明なものが公明選挙の趣旨と反するものであるということを十分お認めになつておるわけでござりますが、政治の出発点でござります。それでこそ、その源であるところの選舉が公正でござらない、こういふところに、先ほど申し上げましたように、われわれは多くの是正をしなければならないものを持っておると思うのでござります。

そこで、これまでの各級の選挙が何を重ねることに悪くなつており、酒と金とに汚されておるという事實をお互いが直視して問題の解決に当たり、抜本的な対策をいまここで講じなければ、結局日本の、せつかくここまで互いが育ててきた民主政治といふようなものが左右の暴力にその座を譲るということを、私は決してないとは断りきれないと思うのでございます。

また、公明選挙の趣旨から、取り次ぎに当たる官憲のほうの意見を聞いてみましても、幾ら自分たちがやつてみても、太平洋の水を手おけでかくすうなものだ、どうにもならないと、いう絶望的な気持ちさえ持つておるわけでございます。

そこで、私は、ただ抽象的に抜本的な改正をするとかそういうことではな

しに、いまここでお互いかやるならば、実行できる可能性があるという問題について、首相の所見を承つてみたいたいと思うのでござります。

まず第一に罰則を強化する。これは、人を罪におとしいれるということは必ずしもいいことではないと私は思います。しかしこの時点におきましては、やはりむを得ない措置として、そういう措置を講じなければならないときに来ておると私は思うのでござります。候補者にも、また有権者にも、勝てば官車だ、もう手段は選ばない、こういう風潮がびまんしておると私はいうふうなものは、いわば社会公共に對する重大な犯罪だ、こういうような認識を国民に深める。ただし、公明選挙で、鳴りもの入りで深めるというだけではなしに、これを裏づけるために罰則を強化するということが必要であろうと私は思うのでござります。ソ連ではやみ取引をした者は、最高の刑は死刑だといふことがいわれておるわけでございますが、私はこの趣旨はよくわかると思うのでござります。やはり先ほど申し上げましたよろくな、国家公共に対する重大な犯罪だとう、そういう罪悪意識だと私思うのでござります。したがつて公民権を、違反をした者に対しては相当長期にわたってこれを停止いたしまして、政治的な命をなくすといふところまで踏み込んでいつても私はいいと思うのが、この腐敗堕落した選挙を直すためでございます。また選制も強化する、また死刑もむを得ない場合は科する、こういうふうな対策といふものでございます。

と私は考えるものでござりますが、首相の所見はいかがでござりますか。

○池田国務大臣 お考えの点は十分わかりますが、実際問題といたしましては、なかなか議論のあるところでござります。先般の改正におきまして、

連座制の問題で相当議論がございまして。私は、こういうものは中立的な方々の公正な、またりっぱな判断によることが一番近道と思いまして、そして選挙制度審議会を設けまして、十分審議していくことにいたしております。

ら、慎重に検討することは必要だと思つてゐます。しかし、いままで全然やらなかつたわけではないので、相当長期にわたつて慎重に検討もし、また審議会でもいろいろの意見があるわけですが、さいます。しかし、いまここまでくるならば、そういうものを持つていはれないので、やはりここで総理みずからが、一党的な統裁としてあるいはまた日本国民の最高の指導者として、そこまで踏み込む必要があるのでないか、こうい

○池田国務大臣 いと存じます。う意味で首相の所信をもう一度承りたいと思います。

選舉會又が少なひかと、必守

ある、は施政方針演説で、かつて

演説と違つて格調が低く、ので失望す

を見まとい、悪質事犯のあつたのは大

もそうでない。そこで、制度をりつづけにすると同時に、国民にそういう気持ちになつてもらうことが一番大切なことだと思いまして、昨年の地方選挙、あるいは一昨年の参議院の選挙のときから、

な選挙をやりました。どうしたことだけでは実効が上がらないわけでございま
すから、まず魄より始めよで、お互
いがそういうふうな自爾をする、こうい
うふうなことを私は考えておるもので

基づいて最終的な審判がなされない者について、考えなければならぬといふお話しでございますが、法律は御承知のように一つの最低のお互いの規範

公明運動につきましては相当力を尽しましたのでございますが、なかなかそれがないかない。先般の本会議におきましても、民社党の佐々木君のあの切々たる

それに対する首相の対応は

るお考えは、私は、議員のみならず国民大多数に非常な感銘を与えたと思ふのであります。ああいうこともやはりあります。選挙制度の更正に非常に役立つと考えておるのであります。あらゆる方法を

が、われわれは一応検挙せられまして

講じまして、選挙の公明化につきましても、今後とも努力いたしたいと思います。

合におきましては、一、二、審、審有

しても、いまみたいな答弁を繰り返されると、私はまだ残念でござりますけれども、次に進みたいと思います。

のものにつれても、いろいろ議論

題とはまた別に、お互
い政党間が話
てお尋ねしてみたいと思います。これ
は非常に抽象的になりますけれども、
惡質な事犯に付しましては、この空室を

いがと思ひます。しかしして、また最

がどこまでが悪質でどこまでが悪質でないかという判断はなかなかむずかしいと思いますが、一応これは常識に任せることにいたしまして、こういふ

拒否するということは、私はいまの状

候補者に対しては政党は公認しない。
しかし立候補は自由でございますから、無所属で出る場合もあると思いま
すが、たとえ出たとしても、その政党

思います。

に對して復帰は認めない、こういうふうなことで、お互いがただ公明選舉

点では、この首相の答弁が、施政方針

ざいます。橋をかけるとか、あるいは港を通じてやるとか、さまざまなもので直接政府あるいはまた地方自治体の機構を通じて、あるいはまた関係団体を通じて相当深く浸透しておるわけでございます。ですから、私は特にこのことを首相に尋ねておるわけでございますが、何となく首相のほうからの答えがあまり気が進まないような答えでござりますので、時間の関係もございませんから、先に進みたいと思います。

なお一つ選挙のことでお伺いしたいことは、政治献金の問題でござりますが、この団体とかあるいは法人の政治献金は一切認めない、あくまでも政治献金は個人のポケット・マネーからしか認めない、こういうふうにすることによって、選挙に多額の金を使はうといふことがなくなつてくると私は思うのですがございますが、もちろん、やる気であればいろいろ方法もあるかも知れませんが、やはり政党としては、そういうふうな白瀬をしていくこととも決して問題じゃないのじゃないかと私は必要じゃないか。これは法律的に、はつきりこの問題くらいはきめておらぬといふ考え方のものと、三年前から國民協会をわが党では組織いたしまして、私は政党本位の選挙であらねばならないという考え方のものとに、政治献金のためのいわゆる一般政治家の政治結社というものにつきま

して、政治献金は遠慮するようにならないふうな申し合せでいま進んでおるわけでございます。私は、各政党ともやはり政党資金を集めることをやめにいきません。また会社の献金にいたしましても、いまの日本の税法では、またいまの日本の一般の所得から、一べんに全部やめてしまうということをやめにいきません。法人から主题にして、個人の政治献金はなるべく、一べんに全部やめてしまうといふわけにはまらないと思います。法人からにはまらないといふことは、法人からを除いて、二百七、八十万も、三百万前後の政治資金を個人から出すということになると、たいへんなことになります。結局集まりつこないといふことにならざるを得ない。弊害をためつ、政党本位の選舉に持つていくようになります。さればいかぬと思ひます。にしなければいかぬと思ひます。

○鈴木（一）委員 私が申し上げたいのは、政党の発達をお互いが促したい。そうして各党とも党员はおるわけですがございますが、党費を納めて、ほんとうに党员になつておるというような者は数えるくらいしかないと私は思うわけですがございます。ですからたとえ政党であつても、法人の寄付ということは認めたまに、あくまでも個人の寄付であつていい、これはつらいことかもしがれませんけれども、そういうふうな癖をつけているかなければ——総理の考え方では、あくまでも選舉には金がかかるのだとますし、かかる分は、これこそ公営でやつてもいいと私は思います。とにかく法人とかそういうところから金を出すことは認めない、そして個人が金を出し合つて、政党を大きくしていって、そこが主体となつて選舉をやる。また法定費用は三百万とか四百万とか

○池田国務大臣 方向としてはそういうもののははあるけれども、こういうものはやはりやつた形で選挙の廁正をしたい、私はこういうふうに考えておるわけでござります。うように考えます。その点いかがですか。

○鈴木（一）委員 この点だけは賛成を得たようですが、次に進みたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、政治の秩序を正す、まず選挙を直していくいたい、と同時に、これは民主政治でござりますから、いろいろな国民から、さまざまなかたが、いろいろな形で政治的要求のあることは当然でございます。しかし、その要求が違つておると、いうふうな場合では、これはお互いが高度の政治的な判断に基づいて、抑えるものは抑えなければならぬといふふうに私は考えるわけですが、いまここで首相にそういう観点からお伺いしたことには、先般来いろいろ新聞をにぎわしておられますところの農地報償、この報償問題、ということばは、田中大蔵大臣の昨年十二月の本预算委員会における定義を聞きますと、非常に含みのあることばになつておるわけでござりますが、最近自民党のほうから明らかにされた——これが新聞の記事を通じてでござりますけれども、私は再補償だと思うわけでござります。この問題は相当重要な問題だと思いますので、政府としてはやらないのかあるのか、やるのかやらないのか、まずその点をお伺いしてみたいと思ひます。

○池田国務大臣 戦後多年にわたる重要な問題でございました。調査の結果に付づいてだといふうな御答弁だと思っておつたのでございますが、しかしこの間は本国会中に結末をつける、こういうことが発表されておるわけございません。新聞の記事は、一々そんなもの知らないとおっしゃればそれまででございますが、おそらく大体間違いのないところを報道されていると私思ひますが、決着をつけるということは、やらないというのか、私やらないというのじゃなくて、必ずやる、やるよう決着をつけるといふふうに受け取つておるわけございませんが、その点はいかがですか。

○池田国務大臣 三月末までに調査完了いたしまして、そして何とかしきやなるまいというのでござります。党のほうでは、今国会中に結末をついたいという強い希望があることも聞いておりますが、内閣のほうには正式そういう申し出はまだないようでございます。しかし、私自身は、やはりいう問題は、調査が完了いたしましたが、良識をもつて早く結末をつけべきものだと考えておるのであります。

○鈴木(一)委員 おそらくそういう答弁だと思いました。調査の結果に付づいてだといふうな御答弁だと思っておつたのでございますが、しかしこの間は本国会中に結末をつける、こういうことが発表されておるわけございません。新聞の記事は、一々そんなもの知らないとおっしゃればそれまででございますが、おそらく大体間違いのないところを報道されていると私思ひますが、決着をつけるといふふうに受け取つておるわけございませんが、その点はいかがですか。

○鈴木(一)委員 これは、調査の事務は総理府が所管しておるようであります。

重はり何いで結はれり。基帝は問題をなすふまにさする。ふまにさする。ふまにさする。ふまにさする。ふまにさする。

對して調査をした。その結果も新聞に出ておるわけでござります。これを見ますと、私資料を提出いただいて調べたわけでございません。これもまた新聞を通じての私の判断でござりますが、やつてもいいといふような空気が意外に多かつた。こういふうに聞いておるわけでござります。この結果は、農地補償問題のおおよその性格を理解している人は、よく知らない人よりも多かつた。こういうことが出ておるわけであります。そうして、農地補償をすべきである、してもいいという意見が、しないほうがよい、すべきでないといふほうよりも多かつた。こういうことが新聞に出ておるわけでございます。と同時に、つけ加えて、報償の財源を国民の税金に求めるものでなければ、多少の国費支出は認めるとのニーランスが出ておる。これはどういふうな聞き方をしたのかわかりませんが、結局これは、財源はどこからくるものであります。國民の直接税、間接税等にかかるべると私は思うわけですが、ございますが、多少の支出を認めるとのニーランスが出ておる。その次が、これは問題でござりますが、最高裁の判決が出ているが、それはもちろん御承知の農地補償はこれにする必要はないんだという判決であるわけであります。それが、それでも報償に賛成するか。こういうふうに知識を導入して質問をしてみると、わからないと答える人が多いと書いてあるわけでござります。この世論調査を見てみても、ほんとうに事情を説明してみれば、戦争であるいは終戦処理で被害をこうむった者は、何も地主ばかりではないんだ。こうい

う」とから、必ずしも世論はこの報償を支持していないと私は思うわけでございます。と同時に、私が申し上げたことは、農地被買収者問題調査会の答申、これは総理府から昭和三十七年五月二十日に出ている資料でござりますが、これを見ますと、地主の生活の実態というものは、いわれるほど悪くはない。一般の人と比べて悪くはない。したがつて、いまここで巨額な金品を地主に交付するということは、諸般の情勢上適當ではないという見解が多かつた。こういうことが報告されておるわけでござります。この委員は総計十八名でござります。この中で報償することに対して反対の人が、これは私が個別にいろいろ聞いたところでござりますが、大体十二人、報償すべしというふうな意見の方が三人、これは報償獲得の同盟の代表でございます。あとはまあどちらでもいいという方が三人でございます。しかもこのメンバーから見てみると、必ずしも革新政党を支持する人ではなくて、どちらかといふと、ふだんは池田さんに協力する立場の人が多いと思うわけでござりますが、こういう権威のある、公正な、中立な人たちの意見ですら、この際報償することはまずいということが多い数意見として出ておる今日、なおかつ利害関係者の圧力であるか、党内事情であるか、私はわかりませんけれども、これに報償するということは、先ほどから申し上げました政治の倫理性思つておることですが、その点総理の御所見を私は承りたいと思います。

○池田国務大臣 いろいろ問題がありますから、今までやがましく論議されたのでござります。したがいまして、こういう問題をそのまま未解決でおくことは、私は適当でないと考えます。そして前の調査員ももつと拡大し、深く世論調査をいたしまして、その結果を見まして自分は決断をいたしたいと思います。私の決断が出れば、これはもちろん皆さん方に御審議願うことと思ひます。

○鈴木（一）委員 私自身は地主ではございませんが、私の親戚とかあるいは縁戚にも相当土地を解放した者があるわけでございます。したがつて、決して地主の困つておる者に対して冷たくしてはど申し上げましたように、知識を導入していくとわからないということでもあり、またいま申し上げましたような権威のある学者たちの答申を、いまさらやるべきはないじゃないかといふことが言われておるし、工藤昭四郎さんが審議会の会長でありますから、工藤さんなりの答申で、大体この問題は決着がついているものだと私は思ひます。また一つあるべきものであると思ひますが、まだこのおかつ問題が尾を引いて、そりとして調査の結果を待たなければなりません。しかし一方では、この国会中にやるところなニュアンスが、非常に強い態度が出て、また自民党には法案の準備さえできておる、こういうふうに言われておるわけでござります。やはりこの際無理なことはなさらないということのほうへが、長い目で見れば正しいことだと

相の所見を承りたいと思います。
○池田国務大臣 どちらが無理かといふことが問題なんですが、重ねて首
なるべくしないつもりでおりますが、報償するのが無理か、しないのが無理
かという間に入つておりますし、十分検討いたします。私も事情はよく知つ
ております。そういう点は十分考えまし
て結論を出したいと思います。
○鈴木(一)委員 困つている人がある
結果でもそんなに困つてない、現在の社
会通念からするならば、中から上の生
活を田地主は大体しておるので、やは
りこれは能力の問題もあるでしょ
うし、また無形の財産もあつたと思つわ
けでございますが、そういうふうな実
際の事情であると私は判断しております
。また一般の世論というものを私な
りに調査してみますと、結局商売をやつ
て金がもうかつた、肥料商をやつたと
か、酒屋をやつたとか、あるいはまた
金貸しをやつた、そして投資の対象と
しては土地が一番いいというので土地
を買つた。結局、みずからは労働する
ことなしに、相当ここから利益は上
がつておつて、それだけの高い生活を
しながら恩典には十分あずかつておる
のだ。だから適正な価格で買ひ取つて
もらつたのだから、いまさらまた政治
的な圧力をかけて、國から金を引き出
す必要はないのではないかといふのが
大かたの常識だと私は思つておるわけ
でございます。首相はたびたびの答弁
で、調査の結果、無理のないようになります。

が、この問題に對して私の考え方を具體的に申し上げまして、首相の考え方を個々にひとつ承つてみたいと思ひます。御承知のように、憲法には財産権の不可侵が規定されておるわけでござります。同時に、しかしまして私有財産を正当な補償のもとに公共のために用いることができるということを規定しております。農地解放が最高裁において、その合憲性が最終的に確認されておるわけでござりますから、私はそれ自体すでに完結した行為であろうと思います。これに対しても報償という名において金を再補償するというふうなことは、法律の上からいたしましても、また常識的な面からいたしましても、私は不当だと考へるものでございますが、その点いかがでござりますか。

当だといらうふうに考えております。どうかひとつこの点も十分頭に入れて御判断を願いたいと思うのでござります。憲法ではさらに生存権の保障と社会保障、社会保険について國の責任をはつきり規定しておるわけでござります。これに伴つて各種の社会保障立法が積み上げられて、不十分な面も現段階には多々あるわけでござりますが、一応社会保障制度が実施されておるわけでございます。したがつて、この地主の中に生活困窮者があるということであるならば、この制度のワク内で救済していくというのが私は妥当な考え方だと思っておりますが、これについて首相の考え方をもう一回承りたいと思います。

対する一つの差別的な処置だというふうにしか私は思われないわけでございます。しかもその地主は、何回も私が繰り返して申し上げますように、それほど困っていないんだ、こういう調査の結果が出ておるのになおかつ補償するといふようなことは、私はどうしても納得のいかないところであるわけでございますが、首相の考え方いかがなものですか。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げましたごとく、今度の報償は、身分上の関係での措置ではないのでございます。過去の財産権に対します政府の措置に対しましてどうするかという問題でございます。事実に對しての認識をどう解決するかということでございます。身分上の措置の問題ではないと考えております。

○鈴木(一)委員 それじゃお伺いしますが、補償と報償というものはどういふうに違うのか承りたいと思います。このほうは田中さんが得意だから田中さんに答弁してもらつてもいいであります。

○田中国務大臣 私は法律の専門家ではありませんから、法制局長官から答えたほうがいいかとも思いますが、去年の予算委員会でお答えを申し上げましたから、もう一応申し上げておきたいたいと思います。

補償とは、国がある債務に似たものを持っておりまして、当然これに対しても責任が存するというものに対しても補償することになる。報償とは国に對して過去においていろいろな貢献をされた、國に対しても犠牲を払ったといふような方々に對して、國の財政事情

その他の状況を十分勘案して、何らかの功績や犠牲に対しても報いたいという國の一方的な考え方によつて、金品を差し上げる場合もあるであります。しかし、勲章等をやる場合もあるでしよう。この功績や犠牲に対する報酬は存するもの、報償とは、義務は存しないけれども何らか措置をするといふような考え方にしておるわけであります。

○鈴木（一）委員 去年の二月十一日の予算委員会の議事録でございますが、それに、田中さんは、「必ずしも金錢の給付を意味せず、物品の提供、表彰等も報償の中に含まれる」こういうふうに言われておるわけでございますが、最近報償として問題になつてゐるのは、交付公債を出すとか、はつきり金品を渡すのだと言う。有価証券になると思ひますが、そういうふうになつておるわけでございますが、私は、非常に御苦労したということで、いま必ずしも金品を出すのではなくて、物品の提供とか表彰するということならば、これは別に問題もないし、ここで長々と論議する必要はとうもないと思ひますけれども、そりやなくて、いま農業がますます一般産業との格差が開き、やれ構造改革だ何だかんだといろいろ言つてゐるが、なかなか実効があがらない。そして、農業をやる者がだんだん農業に対して疑いを持ち始めて、何とかほかの仕事に転換しようといふふうな状態に現在なつておるわけでござります。ですから、たゞ交付公債であつても、将来はこれは國の財政負担になります。それだけの思いやりがあるならば、む

しろもつと前向きの方面に向かつて、この問題を補償よりも農業の構造改善に、首相が言うような、革新的と申しましたが、そういう抜本的な対策を講ずるような方向に農政を持つていくのが、私は国の現段階における施策としては正しい方法だと思うわけでござります。

この所管をめぐって、これも新聞で承つたのでございますが、農林省のほうでは、まことに、これは社会保障の観点だから厚生省がやるべきだとか、いや総理府だというふうな話になりました。黒金さんのはうでは、農地解放のあと始末だから、何とかひとつ農林省でやつてもらいたいといふようなことで、お互いに責任の分担をいわがつた経過もあるわけでございますが、お役所の方々は、むしろ仕事が好きで、なるべくかづ込むようにするのがお役所の一つの傾向だと思いますが、そういうお役所が、おれのほうはごめんだということで、みなそれぞれ断わつたといふうないきさつからしてみても、政府部内においても、あるいはまた自民党の中においても、必ずしものことについては諸般の事情から、みんながみんな賛成ではないのではないかというふうな感じもするわけでございますが、それでもなおかつこの問題については、前向きの姿勢で首相は問題の解決をはからうとされるのか、あくまでも高度の政治的な判断に基づいて、だめならだめ、さっぱりとリーダーシップを發揮するのかどうか、その点首相の決意を承つておきたいと思います。

いと思います。措置のいろいろな内容をおっしゃつたようございますが、まだ結論を出しておりませんので、具体的な問題につきましては、やるかやらぬかがきまつてから考えるべき問題が多くつたと思います。十分前向きに、高度の政治的判断によつて措置いたしたいと思います。

○鈴木(一)委員 ついででございますから、赤城さんもだいぶ退屈しておるようでありますから、赤城さんにひとつこの問題を伺つてみたいと思いますが、いま農業改善がなかなか進まないという段階において、この問題をやつたほうが政府としてはいいのか、あるいはこういうことは一応将来の問題として検討することにいたしまして、この国会で結果をつけるなんてあわてないでも、もつと前向きの問題についてやつたほうが、国民のためにもなり、政府与党のためにもなる、そういう点で、赤城さん、どういうふうにお考えになつておるか、お伺いしたいと思ひます。

ほんとうとしては、私の知るところではまっぴらごめんだ、迷惑な話だということで、この問題の所管を断わつたといふわけございますが、もしここで御答弁できるならば、その間のいききつを具体的にひとつお話し願いたいと思います。詳しく述べてあなたのが足をとつて困らせるとか、そういう氣はさらさらございませんから……。

○赤城国務大臣 二、三年總理府で調査をずっと続けておりましたので、それを継続して總理府のほうでやつてもらつたほうがいいんじゃないのか、私のほうの行政組織法といいますか、農林省設置法にも別にそういうことを規定してありませんから、いままでのいきさつからやつてもらつたほうがいいんじゃないのか、こう考えたわけをございます。

○鈴木(一)委員 やっぱりだいぶ御迷惑そうな顔ですから、これ以上うしろ向きの話は聞かないで、あとでまたお伺いしたいと思います。

しつこいようでございますが、この問題について、もうちょっとお尋ねしてみたいと思いますけれども、戦争の犠牲あるいはまた戦後処理の犠牲に対し報償するんだと、こうことであれば、單に地主ばかりではないと私は思うのですが、ほかにもたくさん私はあると思います。ほかにもたくさん私はあると思います。まず戦時補償特別措置法によつて請求権が打ち切られたものがたくさんござります。軍需会社等に対する補償金、陸海軍納入物資の代金、土木請負業者の工事代金、沈没した船舶に

行等の命令融資等による損失の補償金、社債等の元利補償金、こういうものがたくさん出てくるわけございます。ただ残念ながら一残念と言ふと詰跡もあるがもしませんが、この人たちはお互いが補償の団体をつくって政府に陳情したりあるいは政党を動かすだけの立場に現在いないといっただけで泣き寝入りをして いる。黙つている。これはやはり私は声なき声だと思うのであります。ですから、こういう声を大にした者だけに恩典を与えて、黙つている者に対しては何もしないといふようなことでは民主政治は保たれないし、政治の公平の原則も保たれないと私は思ひでございますが、その点は首相はどうお考えでございますか。

も、陰にひそんでおるわけござります。ただ先ほど申し上げましたように、この人たちが、お互に組合をつくるとか団体をつくるとかして、声を大にしないというだけだと私は思うのですが、ござります。ですからこういうことに対しては、もう少し慎重に、政治的な対応では、もう少し慎重に、政治的な、それこそ高度の前向きの判断をしていただくことを強く要請いたしまして、一応この問題は私は打ち切りたいと思いますが、あらためてひとつめを一回、しつこいようであります、首相から所見を承つておきたいと思います。

○池田国務大臣 重大な問題でござりますから、十分調査をした上で、前向きに高度の政治的判断で処理いたしたいと思います。

○鈴木(一)委員 前向きというのは、私がいまある説明申し上げました民主的な、公正な判断のほうに前向きだと、いうふうに一応私は解釈して、この問題は打ち切りたいと思うのでござります。

次に、ILO八十七号条約の問題につきまして、若干御意見を承つてみたとい思います。この条約の批准案並びに関係法案は、十二月の二十日に国会に政府から提出されておるわけでござります。しかし、いまだ一度の審議もされずに、今日までじんぜん日を経過しておるわけでございます。しかも、新聞ではこれが今度の国会の最大の問題の一つであるというふうなことが毎日のようにいろんな角度から報道されて、そして河野・倉石案がどうだとか、さまざまなおことが詳しく報道されおるわけでございますが、国民は一

体どういうわけで審議もされずに、しまさいます。なぜこの法案が審議がされないのかもちろん国会でやつてくれないからだと言えばそれまでござりますけれども、私は首相がこの審議ができない問題について、どういうふうな感想を持っておられるのか、またこれに対してどのような高度の政治的な判断で対処されるのか承りたいと思います。

て、貿易にも影響するのだ、国際的信用を失墜することも非常に大だといふことを青木大使も言つておりますし、また經營者側の代表も、また労働者側の代表も、ひとしくそのことを言うておるわけであります。ですから事ここに至つては、やはりすみやかに国会の審議に乗せるよう格別の努力を払う必要があります。おおきな問題ではあるのではないか、こういうふうに私は考へるものでござります。

この審議が促進されない原因は、直接この批准に關係のない、回り回ればあると言うかもしませんけれども、直接ない法案の問題の處理が片づかなければ、いといふことで審議が進まないようになります。むしろこの案件を、お互いに国会の場で十分審議をして、その上で決着をつける。もちろんんつかないものは、無理をしてまでこれを強行する必要はない。直接關係のないものはいまいきここで無理して決着をつける必要はない。このことで国会がもめたり、あるいは乱闘になつたり——殘念ながら現在そういうふうな可能性はないと言ひます。しかしそのためには、さらに国際的に恥の上塗りをするような、そういう結果になることを私はおそれますので、通せる主たる部分は通し、關係法案については無理はしないといふような態度で国会の審議に臨むならば、この問題について、それほど国際的情用云々などいうことの大騒ぎをする必要はない問題だと私見のとござりますが、首相のお考へを承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 無理はいけません、無理はいけません、無理は絶対に民主主義から排除しなければなりません。しかし、多數決の原則はあくまで守らなければならぬ。一方で、いまして、今国会におきまして、十分討議し、そして問題点を国民によくわかつてもらい、どう措置するかということを勇敢に結論を出す、こういふことで私は審議をお願いしたいと思います。

○鈴木（一）委員 十分に討議をするということは、私も賛成でござります。しかし一向に、とにかく審議されない、ということに対し、政府与党的責任者でもあり、また法案提出の責任者である総理の所見を承りたいと思ひます。

○池田国務大臣 だからこそ施政演説におきましても、また国会の答弁においても、たびたび早く御審議願いたい、こう言っておるのであります。

○鈴木（一）委員 願いたいだけでは問題が解決しないで、今日まで見ておわけござります。そのためには、われ国民の国際的な信用の失墜も、相当大なるものがあるというふうにいわれておるわけでございますが、少なからずとも審議に乗せるというふうなことに対しても、もつと国会の一切の運営の責任ををよって、各種の機関を全部掌握された自民党としては、当然これにはなきなければならない責務だと私は思ふわけでござります。その点はいかがですか。

○池田国務大臣 そういう方向で党のほうもいると思います。ただ具体的にいま出ていないというだけで、法案につきましても、暴力法等につきましてはなきなればならない責務だと私は思ふわけでござります。その点はいかがですか。

ありますが、やはりいま論議の中心が予算総会にあるからおくれやす、のが

実情なんじやないかと思ひます。
○鈴木(一)委員 予算委員会をやつて
いるから、ほかの委員会が開かれないと
なんということは全然ないので、いままで
ますとほんの委員会を開いて、たゞだこれだけが開かれない。もちろん委

員会の設置もできずに今日までだらだらしているということであるわけでござります。ですから、予算委員会に主力を注いでおるから審議ができないな
んということは、私は納得はいきません。何かほかにこの問題について原因があるからできないのだと思いますが、首相の判断はいかがですか。

○池田国務大臣 もうずっと以前からこの問題はなかなか審議に入りにくく、私が言わなくても鈴木さんはよく御存じのとおりだと思います。

○鈴木(一)委員 落選していく知らぬいのです。

○鈴木（一）委員 あらしの前の静けさ
かもしませんが、私たちはあらしは
まことに迷惑です。これはあくまでも
堂々と国会の場で審議をして、そろし
て結論を出していきたいというのが私
たちの立場であります。ですから、あ
らしをだれも好きこのんで呼ぶものほ
れると六つほどございますが、これをど
ういう委員会にかけるかというので非
常にもましておるのであります。いま
最後の結論を出す場合の静けさではな
いかと思います。いまに出でくると思
います。

ないと思います。やはり偶発的にそういう空気になると思いませんので、その都合だといふ審議の方法を私これから首相に提案しますから、できるならばひとつこういう方向でやつてもらいたいと思います。

まず特別委員会の設置については、私たちにはこれはけつこうだと思いまるものは、I.L.O.八十七号条約と公労法の改正と地公労法の改正のこの三つをやる、おそらくこの委員会は、そもそもめることなく話がつくだろうと思いません。これはおそらくだれも異論がないと思います。しかし、この問題にならる国家公務員法、地方公務員法、鉄道営業法のこの三つにつきましては、いろいろ問題もあり、もしからしを呼ぶとすればここにあると私は思いますので、これは、それぞれ現在ある委員会に付託して、そこで十分審議をする。そうして、どうしても一致点が見出しえないといふようなことであるならば、その際混乱を避ける意味で総統審議に持つていくことも必要でしよううございと思いますが、こういふふうに分けてしまふのはその開審議会のようなものをおくり、それこそ公正な第三者の意見を聞いていくことでも私はいいと思いますが、こういふふうに分けてしまふと、益も正直もみな一緒にやるのだというような欲ばつた考え方が問題をたて、混沌におとしいれて、その結果国際的信用を落とす結果になると思うので

ございますが、いま私は首相に申し上げたわが党の態度につきまして、どのような御所見を持っておられるのか、また、私たちはただここでいま質問にかこつけて申し上げておるのではなくて、過日船田議長に対しましても、そろそろこの際議長があつせんをして問題の推進をはかるべきではないかといふ申し入れもしておるわけでござります。私たちは労働者のためにも、あるいはまた経営者のためにも、日本全国体のためを思えばこそこういうふうな提案をしておるわけでござりますが、首相の御意見を承りたいと思います。

○池田国務大臣 お考えの点は承つておきますが、この前の通常国会では、たぶん全部一緒に特別委員会だつたかと思います。この前の通常国会には鈴木さんおいでにならなかつたようですが、こういふことは、主としてわが党では国会対策委員会等々でいま検討していることでござります。内閣といたしましては、いかよろしく御審議願いたい、こういうことでござります。

○鈴木（一）委員 いま首相が言われましたように、この前は一括審議であつたと思います。それは、前提があつたと私思います。要するに、倉石・河野会談というものがあつて、大体話し合ひがついたというところで一括審議をしたと思いますが、その際も、わが党としてはあくまでもいま申し上げた趣旨で、あとで鉄道營業法、それから國家公務員法、地方公務員法は分離すべきだという主張をいたしまして、議連で採決で敗れておるわけでございます。

が、しかし、その後自民党の内部にもいろいろと情勢の変化があつて、今日ここまできておると私思うわけでございます。ですから、その自民党の党内参照して考えてみた場合に、やはり私がいま申し上げたような審議の方針が最も妥当だと思いますので、ひとつ總理は、これも勇断をもつて高度の政策性を發揮して、少なくともこの問題でこの国会が混亂するようなことがないような最善の措置を考えてもらいたい。そして、すみやかに審議を促進していただきたいということを私たち希望いたしまして、この問題に対する質疑を終わりたいと思います。

○池田国務大臣 何も混亂を予想しておるわけではありません。どうぞひとつ十分討議されまして、適当な結論を出していただきたいと内閣は念願しておりますのでござります、

○鈴木(一)委員 私は、何も混亂云々というわけではなくて、首相みですから予算の衆議院通過も終わるところだ、ひとつ一氣かせいにやるのだと、その前にいま兵器弾薬をたくわえて、静かに鳴りをひそめているのだといふよくなことを言われるから、私はいまそういうふうに申し上げたので、どうかひとつ、そういうふうなことがないよう万全の考慮をめぐらし、すみやかに批准ができるよう政府与党を取りまとめる必要があると思います。日本政府、与党ささえ態度がはつきりするならば、私はこの問題の解決はそう至難ではないといま考えておるわけでござります。

したいと思いますが、これは赤城さんにお伺いいたしますが、いろいろ問題がありました肥料二法もことしで一応期限が切れるわけでございますが、その後どのような対策を立てられるのか、野放しにしておくのか、何らかの措置を講ずるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○赤城国務大臣 野放せしといふ意見の人もあります。しかし、私は全然野放しにすべきではない、こういう観点から、消費者あるいは生産者あるいは肥料審議会の委員、学識経験者等と、通産大臣とともに集まつたり、あるいは個々的に意見を聞きまして、法律を提案したい、こういうことで進めております。だいぶ前に二法ができた時とは情勢が変わっておりますが、しかし、内需を優先し、あるいは輸出の承認制というようなものを設けたり、価格の安定をもちろん考えなくてはなりません。そういう点で、できるだけやはりこまかい規制はいたしませんけれども、どうしても法律が必要だと、こういう観点に立ちまして研究を進めています。

○鈴木(一)委員 よくわかりました。ただしかし、この肥料は農林省と通産省の両方に所管がまたがっておるわけですが、長々と福田さんをそこへとめておいてまことに申しわけなかつたわけありますが、福田さんのひとつ通産大臣としてのお考え方を承りたいと思います。赤城さんと同じようなら同じで、それでけつこうです、時間がございませんから。

○福田(一)国務大臣 ただいま農林大臣がお答えいたしましたとおりでござります。

○鈴木(一)委員 いま農林大臣が言わされましたように情勢がかなり変わつてあります。メークーのほうが輸出の増大その他で優位な立場に立つておりますので、弱い生産者を擁護する立場から、いま御答弁になつた趣旨によつて十分なる立法措置ができますよう、そうしてまたすみやかに本国会に提出されることを希望する次第でございます。

なお、もう一つ赤城さんにお伺いしたいのでござりますが、この戦後、米ばかりの農業ではだめだといふことで、相当政府も畜産に熱を入れたわけでござります。しかし、この畜産が一向に伸びない。成長産業といわれながら、加工業者は別といたしまして、生産者である農民は必ずしも私はよかつたといふことはなかつた。一時はよかつた場合もありますけれども、すぐそのときは価格の暴落といふようなことで、ある農民は必ずしも私はよかつたといふことはない。成長産業といわれながら、依然として私は不振の状態にあると思うわけでござりますが、その原因は那辺にあらるのか、農林大臣の御所見を承りたいと思います。

昭和三十九年三月四日印刷

昭和三十九年三月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局